

平成30年第1回ニセコ町議会定例会 第1号

平成30年3月8日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 平成30年度町政執行方針
- 6 平成30年度教育行政執行方針
- 7 請願第 1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を国に提出することを求める請願
(障害者の生活と権利を守る北海道連絡協議会 会長 片石松蔵、紹介議員 三谷典久)
- 8 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 9 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 10 議案第 1号 ニセコ町教育委員会委員の任命について
- 11 議案第 2号 後志広域連合規約の一部を変更することの協議について
- 12 議案第 3号 ニセコ町道路線の認定について（本通団地一号線）
- 13 議案第 4号 ニセコ町道路線の認定について（本通団地二号線）
- 14 議案第 5号 ニセコ町道路線の認定について（綺羅団地通）
- 15 議案第 6号 ニセコ町道路線の認定について（望羊団地通）
- 16 議案第 7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第 8号 国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 18 議案第 9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 19 議案第10号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 20 議案第11号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)

- 2 1 議案第 1 2 号 ニセコヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
(提案理由の説明)
- 2 2 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 2 3 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 2 4 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度ニセコ町一般会計予算
(提案理由の説明)
- 2 5 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 2 6 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(提案理由の説明)
- 2 7 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 2 8 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 2 9 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算
(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

1 番 木 下 裕 三	2 番 浜 本 和 彦
3 番 青 羽 雄 士	4 番 斉 藤 うめ子
5 番 竹 内 正 貴	6 番 三 谷 典 久
7 番 篠 原 正 男	8 番 新 井 正 治
9 番 猪 狩 一 郎	1 0 番 高 橋 守

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	片 山 健 也
副 町 長	林 知 己
会 計 管 理 者	千 葉 敬 貴
総 務 課 長	阿 部 信 幸
総 務 課 参 事	黒 瀧 敏 雄
企 画 環 境 課 長	山 本 契 太
税 務 課 長	芳 賀 善 範

町 民 生 活 課 長	横 山 俊 幸
保 健 福 祉 課 長	折 内 光 洋
農 政 課 長	福 村 一 広
農 業 委 員 会 事 務 局 長	
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	藤 田 明 彦
商 工 観 光 課 長	前 原 功 治
建 設 課 長	高 瀬 達 矢
上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
総 務 係 長	桜 井 幸 則
財 政 係 長	川 埜 満 寿 夫
代 表 監 査 委 員	小 松 弘 幸
教 育 長	菊 地 博
学 校 教 育 課 長	加 藤 紀 孝
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	高 田 生 二
農 業 委 員 会 長	荒 木 隆 志

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 竹 祐 子
書 記	中 野 秀 美

◎開会の宣告

○議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回ニセコ町議会定例会を開催します。

◎開議の宣告

○議長（高橋 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番、斉藤うめ子君、5番、竹内正貴君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（高橋 守君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの9日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、学校給食センター長、高田生二君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と平成29年度定例監査の結果報告を受領しておりますので、報告します。その内容は、別紙のとおりです。

次に、12月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（高橋 守君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） 第1回ニセコ町議会定例会、よろしく願いをいたします。それでは、行政報告をさせていただきます。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

行政報告書めくっていただきまして、まず総務課の関係であります、1月6日、新年交礼会を開催させていただいております。また、この席上、2にありますとおり、藤倉英幸先生、これまで有島記念館にみずからの作品のご寄贈を賜り、ニセコ町のまちづくりに多大な貢献をいただいておりますことに感謝状を贈呈させていただいております。

次、3として総合教育会議を1月22日開催しております。主には教育委員の皆さんと1つはこれまでご視察いただいた豊後高田の寺子屋であるとか、あそこは市として塾を開設して多大な教育効果を上げています、それらについての意見交換、それから今後の学校施設の整備についての意見交換、それからニセコ高等学校の将来像について、他の大学との連携等を含めた意見交換をさせていただいております。また、インターナショナルスクールニセコ校との連携強化、町としての支援のあり方なども協議をさせていただいております。また、最後には雪崩事故、ニセコルールの学習の機会の増大やニセコスタイルの教育について意見交換をさせていただいたというような状況でございます。

以下、後志町村会の定期総会、それから5として功労者懇談会を3月1日、寿都アンテナショップ神楽で開催させていただいております。

その下、7として平昌オリンピック視察等について記載をしております。この平昌オリンピックにおきましては、札幌市並びに北海道が誘致を開始しようとしている札幌冬季オリンピックに関してジャパンハウスという日本の宣伝館が設けられておりますので、ここでI O C委員に札幌オリンピック等の招致に関するPRを行うということを主にしておりまして、この視察PRにおきましては札幌市の秋元市長、札幌市議会の山田市議会議長、北海道においては山谷北海道副知事、それから帯広市の米沢帯広市長、西江倶知安町長、鈴木倶知安町議会議長、高橋守ニセコ町議会議長、それと私が参加をさせていただいております。10日にはJ O Cの竹田会長、それから安倍総理もジャパンハウスに来ていただきまして、レセプションが行われたところであり、安倍総理からは終わりのほうで札幌冬季オリンピックに言及をいただいて、I O C委員に札幌冬季オリンピック、パラリンピックについての協力依頼があったところでもあります。また、最終日の12日にはI O Cのバッハ会長が訪れていただきまして、秋元市長を含めて1時間近くにわたって今後のオリンピックについての意見交換をさせていただいたというような状況でございます。また、これらの詳細の記録につきましては、まとまり次第議会のほうにも提出をさせていただきたいというふうに考えております。

次、2ページ目であります、羊蹄山ろく消防組合の会議が開催され、それから9としてニセコ

町役場新庁舎建設基本設計委員会等そのずっと4番目、それから10として新庁舎建設第2回ワークショップが1月24日ニセコ町民センターで、それから2月15日には第168回町民講座で新庁舎について意見交換をなされてきたところでございます。

次、3ページ目をめくっていただきまして、12として原子力防災対策の取り組み状況、記載のとおりであります。その中ほど、1月9日のところに記載しておりますが、発送電分離という法的な動きが具体化されまして、北海道電力から本年4月から送配電部門の法的分離やエネルギー市場における組織の見直しから、北海道電力が担ってきた業務のうち販売業務の一部間接業務を除く全ての業務を送配電カンパニー、いわゆる電力をつくる側と電線を管理して送る側の会社に完全に分かれまますということで、北海道電力倶知安営業所は送配電部門のみを担当するというところで報告を受けております。

以下、泊発電所関係につきましてそれぞれ記載のとおり説明を受けておりますが、その3ページ目の後段であります。2月27日の北海道電力さんの説明を記載したところであります。再稼働に向けては、1として積丹半島北西沖に活断層があると仮定した場合の安全性の問題について、それから2として地震発生に伴う液状化による防潮堤の決壊のおそれ、3点目が現状の防波堤の強度における安全性の問題、4として約33万年前に堆積した地層の根拠の説明を新たに求められている、以上4点が規制委員会の指摘であって、それについて今後調査をするというような報告をいただいたところであります。

4ページ目の中ほど、上段であります。3としてニセコ町原子力防災訓練の実施ということで、2月5日、2月8日、それぞれ記載のとおり行われております。また、2月8日の日は、高橋知事もこちらのほう来られておまして、午後から日本一大きいセブンイレブンというものを視察するというので、現地の私どものセブンイレブンニセコ店を視察をされており、林副町長が対応させていただいたところであります。

その下、14として停電の発生ということで、12月30日、停電が発生しておりまして、ラジオニセコ等で放送させていただいたところであります。

次、めくっていただきまして、5ページ目であります。15として自衛隊に係る会議及び記念行事につきまして、そこに記載のとおり書いております。自衛隊入隊の予定者激励会として3に書いてありますが、ニセコ高校卒業で倶知安町在住の方が1名採用になったということで、大変喜ばしいことだというふうに思っております。

次、6ページ目であります。企画環境課の関係であります。後志広域連合の状況、記載のとおりであります。

また、2としてようてい西いぶり地域広域連携会議、担当課長が出てそれぞれ行っておりますが、現在この中で2点の動きがありますので、ご報告させていただきます。1つ目は、国道230号、洞爺湖町と留寿都村、三ノ原という地区であります。境界に、ご承知の方多いと思いますが、ずっと下がっていくかなり深い谷がありまして、それが交通に相当支障を来しているということで、これらに橋梁をかけるという線形改良について要請活動を行うということで、これにつきましては西胆振、羊蹄町村長会並びにトラック協会と連携をして要請活動を強化するということになってございま

す。また、もう一点がサイクリングロードの指定地域にこの地域がなっていないので、将来的にはこの指定も受けることも含めて運動を行っていくというの確認がなされているところであります。

その下、自由民主党の支部の移動政調会が12月16日開催されたところであります。

その一番下のほうで、5として北海道新幹線及び高速道路の建設促進ということで、それぞれ記載のとおり会議が7ページ目の上段のほうまで書かれているところであります。

7ページ目、中ほどであります。平成30年度地域おこし協力隊の募集及び応募状況、記載のとおりとなっております。現在5人の方の選考を終えており、それぞれ4月1日、5月1日に着任の予定ということになっております。

また、9として現役の協力隊員の継続活動評価会が1月31日行われて、6人とも継続妥当ということで、引き続き協力隊員として活躍いただくということになっております。

一番下、10として国際交流事業の実施状況ということで、大変好評を博しております第4回目となる絵本ワールドが行われております。また、8ページ目、上段であります。後志総合振興局が行っておりますグローバルサポーター派遣事業ということで、私どもの国際交流員も管内で活躍しているというような状況でございます。以下、国際交流の近藤小学校での多言語の読み聞かせでありますとか、多くの事業が行われたところであります。

中ほど、11として全編がニセコ町でロケをされました「single mom 優しい家族。」という映画のまだ完成版ではありませんでしたが、試写会が12月12日10時からと18時30分からそれぞれ中央倉庫群の1号倉庫で開催をさせていただいたところであり、190名ほどの皆さんがこのニセコを舞台とした「優しい家族。」という映画を見ていただいたというような状況であります。封切りは、ことしの春以降というふうに聞いております。

以下、こんにちは・おぼんです町長室の開催状況、それから14としてまちづくり懇談会の開催状況、記載のとおりでございます。

次、9ページ目として、上から2段目のところであります。16として第24回環境審議会が1月23日に開催させていただいたところであります。

また、18として持続可能な発展を目指す自治体会議、下川町でありますとか先駆的な小規模自治体が集まって研究会を重ねており、これらの情報も得ながら環境モデル都市の推進に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

一番下、地熱開発の理解促進関連事業につきまして第3回のニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会を2月28日に開催させていただいており、引き続きこの地熱開発理解促進事業につきましては町としても蘭越町と共同して進めていくということにしております。

10ページ目であります。上から2段目の22、エコナイトカフェが北海道環境財団の共催事業として12月14日、ニセコ中央倉庫群の旧でん粉工場で開催させていただいているところであります。

それから、その下、環境・エネルギーの勉強会、それぞれ事業者の皆さんに集まっておきまして、事業所として今後エネルギーの導入、新エネルギー、あるいは再生エネルギー、省エネルギーに向かっていただくということで勉強会を進めているところであります。

また、24としてエネルギー構造高度化・転換理解促進事業につきましてそれぞれ住民説明会、あるいはまちづくりトーク等を開催させていただいたところであります。

次、11ページ目であります。地域公共交通確保維持改善事業ということでデマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

次、12ページ目、26としてふるさとづくり寄附について記載のとおりとなっております。なお、今後用途や事業目的を決めて全国から寄附を募ることが可能となる制度とする変更のための条例を提案させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお祈りを申し上げます。

以下、ふるさとづくり寄附に関して町民の皆さんの意見を聞くということで、2月27日、第169回まちづくり町民講座を開催し、また2月28日にはまちづくり委員会を開催したところあります。

次、13ページ目であります。27としてニセコ中央倉庫群の利用状況、記載のとおりとなっております。国等の関係機関からも大変好評を博していただいております。さまざまな利活用がなされているということでもあります。なお、2号と石づくりのでん粉倉庫側の棟であります。2月2日より小森スキー製作所によりますスキー製作所としての工場が稼働しております。ショップ、販売のほうのオープンは、4月以降というふうにお聞きしているところあります。

その下、28として行政視察の受け入れ状況ということで、29年度これまで340名、28団体の皆さんがお越しいただいているというような状況でございます。

次、29番目、役場庁舎等10施設の新電力導入についてということで、記載のとおりCO₂の削減量につきましては大きなメリットが出ているというような状況であります。

その一番下であります。30として平成30年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業について記載をさせていただいております。この補助金につきましては、原子力発電施設が立地する自治体を実施するエネルギー構造の高度化に向けた地域住民の理解促進に資する事業を支援するというようなことでありまして、内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造を図ることを目的とするとうたわれているものであります。財源につきましては、国のエネルギー特別会計中、エネルギー需給構造高度化対策費、エネルギー源の多様化等に必要な経費、非化石エネルギー等導入促進対策費補助金の中に位置づけられているものであります。当該補助金は、原発から30キロ圏内の自治体も対象としておりますが、補助金活用の際に例えば報道等にあつたように原発再稼働容認などの条件は一切付されていないものでございます。環境モデル都市のニセコ町としては、さまざまな支援や機会を敏感に捉え、多くの投資を要する再生可能エネルギーへの転換を強力に進めるため、平成29年度に引き続き平成30年度も本補助金を活用することとしたいと考えております。財政規模の小さいニセコ町にとって再生可能エネルギーへの転換は、あらゆる機会や支援を捉え、不断に進めなくては実現できないものであります。このたびの補助事業も本町の再生可能エネルギーへの転換に大いに役立つ支援であると考えており、本事業を活用し、新庁舎など公共施設の自立分散型エネルギー導入の検討、駅前周辺エリアの熱ポテンシャル調査と熱供給システムの検討、第2次アクションプラン、これは環境モデル都市アクションプランの策定検討、あるいはエネルギー診断や省エネルギー等の勉強会を開催する予定としてございます。なお、現在これらに対する補助申請は6,800万円ほど出しております。基本的には10分の10補助ということで、

現在経済産業省との協議を継続して行っているというような状況でございます。

16ページ目、税務課の関係であります。税務の収納状況、2月末現在、記載のとおりとなっております。現年度分につきましては、町民税、固定資産税ともに順調に納税が進み、前年を上回る徴収額、徴収率となっております。町税全体では、徴収率は前年を上回っており、調定額でも7,359万5,000円の増、収入額では7,720万4,000円増加で、予算に対しても1億1,534万7,000円上回っているというような状況でございます。滞納繰り越し分については、滞納整理が進み、徴収率も前年を大幅に上回っております。公平な納税確保の観点からも北海道、広域連合の滞納整理機関と連携をしながら、早期納税についてさらに推進をしてまいりたいと考えております。また、国民健康保険税も現年度分及び滞納繰り越し分について前年度徴収率を上回っており、特に滞納繰り越し分において大幅に徴収率が伸びている状況であります。今後引き続き徴収率、収納率の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次、17ページをめぐっていただきまして、町民生活課の関係であります。ニセコ町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。

また、2としてその下にマイナンバー、個人番号カードの交付状況を記載しております。

その下、3として一般廃棄物の処理状況等についてごみ収集の実績、ごみ埋め立て量の実績ともに記載のとおりであります。燃やすごみ、生ごみ、資源ごみが増加しておりますが、観光客、宿泊客の増に伴うものというふうに考えておりますが、今後とも分別の徹底に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次、18ページ目であります。一番上であります。5として廃棄物対策検討委員会を2月22日開催させていただいているところであります。

その下、6として羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議がそれぞれ12月22日、それから2月28日開催をさせていただいております。し尿処理の料金の一部改定等について議論をされています。

また、2月28日、羊蹄山ろく消防組合で行われた会議が終わった後であります。倶知安町の西江町長さんからG20についてのお話がありました。これにつきましては、新聞やテレビで情報を得るというような状況でありましたが、倶知安町では来年開催予定のG20閣僚会議の誘致を現在進めているということ、それから経過として2月14日、菅官房長官と面談をしたこと、2月28日、外務省の政務官に要請活動を行ったこと、2月29日、総理に面談をするというような話がございました。そして、その中で各町村においては特産品や食材提供の要請協力を行う可能性があるということで、その節はよろしくという話でございました。

その下、7として合併処理浄化槽普及促進協議会役員会について記載しておりますが、これまで後志地区から出ている町村長の役員として私も参加させていただいて、毎回浄化槽の検査について要請活動について提言をし、実際に国に対する要請活動をこれまで環境省に対して数度にわたって行われておりますが、一向に改善されないというような状況であります。これにつきましては、各ご家庭の皆さんや事業所の皆さんが地元の事業者できちっとやっておくところありますので、そこに委託管理を行っている。そのほかに浄化槽協会に新たな負担金を払って、また別に検査をする、これは二重の負担ではないかということをお申し立てして、今回のこの会議の中でも例え

ば自治体がきちっとした優良な事業者さんがおられれば、そこにこの検査も含めて委託をするという事で住民負担を軽減できないか、こういうことを要請しまして、今回も基本的にはこういう方向で再度要請をしよう。だから、制度としては変わらないということが全員の意識として見えてきましたので、地方分権の中で検査権を当該地方自治体に権限移譲してくれないかと、そのことによる以外はなかなかこの二重の構造というのは打破できないのではないかとというような大筋合意がありまして、今後それらのことについてまた強力に進めていこうという確認がなされたところでございます。

以下、8として野犬掃討の実施状況、9として防犯対策について、ニセコ町防犯協会委員の研修会等、記載のとおりでありまして、19ページ目ではありますが、ニセコ町歳末特別警戒パトロールということで、倶知安警察署長様にもお越しいただいてパトロールを行ったところであります。

以下、定例行政相談、人権困り事相談、無料法律相談について、記載のとおりとなっております。

次、20ページ目ではありますが、保健福祉課の関係でございます。国民健康保険審議会が10月18日開催させていただいており、国民健康保険の都道府県化、あるいは国民健康保険税の税率改正についてご審議をいただいたところであります。

2として国民健康保険事業納付額の確定及び標準保険料について記載をさせていただいております。今後国民健康保険の運営が市町村と北海道で共同実施するという事になっておりまして、ニセコ町が北海道に納付しなければならない額が算定されております。北海道に納付する額は約1億9,500万円で、本町が保険税として徴収する必要がある額は約1億5,600万円という算定がなされております。今後、下に記載のとおり、3方式、4方式含めまして議論をしながら、できるだけ住民の皆さんの安全、安心につながるような、そういった取り組みをしてまいりたいと、このように考えているところであります。

その下、3として社会福祉委員、民生委員会議を12月8日、2月14日、それぞれ開催させていただいたところであります。

その下、4としてニセコ町障害者等地域自立支援協議会を1月29日開催をいただいております。

一番下、5としてニセコハイツ、きら里の入所状況、記載のとおりとなっております。

次、21ページ目ではありますが、2月26日、保健委員会を開催させていただいております。

以下、巡回健康診査、虫歯等の予防教室、幼児食教室、それから10として各種健康診査の実施状況をそれぞれ乳幼児から5歳児等、記載のとおりとなっております。

次、22ページ目ではありますが、11として平成29年度地域包括支援センターの運営状況、総合相談業務、あるいは地域ケア会議、サービス調整等、介護予防事業、それぞれ記載のとおりとなっております。また、下のほうに家族介護支援事業について、それぞれ参加者数や回数は記載のとおりとなっております。次、23ページ目見ていただきまして、上のほうではありますが、介護予防プランの作成状況、記載のとおりとなっております。

次、24ページ目、農政課の関係に移らせていただきます。1として平成29年度後志地域青年林業士、北海道青年林業士の認定ということで、猪狩和大さん、宮田に在住ではありますが、北海道にお

いて地域の森林づくりに強い熱意と意欲があり、指導性を有している後継者を認定し、交付するというので、3月1日、後志総合振興局で認定証の交付式がとり行われたところであります。

2として、その下であります、担い手確保・経営強化推進事業採択の内報についてということで、記載のとおり900万円ほどの国の支援をいただけるということで、3月議会の補正で計上いただいておりますので、ご審議を賜りたくよろしく願いをいたします。

また、その下、3として畑作構造転換事業採択の内報についてということで、これにつきましては追加議案として提案をさせていただくということで、2,800万円の補助を5団体に対して応援をいただけるということで提案をさせていただくこととしております。

以下、各種講習会や森林組合のそれぞれ総会等について記載をさせていただいたところであります。

また、25ページ目、ニセコ地区の林業懇談会ということで、林業の状況についての意見交換をさせていただいたところであります。

その下、8としてニセコ町堆肥センターの運営状況、記載のとおりとなっております。

その下、9、経営所得安定対策の実施状況、ニセコ地域農業再生協議会で取り進めているものでありまして、記載のとおり、取りまとめ中のものもありますが、2億1,700万円ほどの交付金がかかるというような予定となっているというような状況であります。

次、26ページ目、国営農地再編推進室の状況であります。国営緊急農地再編整備事業につきましては、農業者の皆さんの大変なご協力とご尽力によりまして進めさせていただいており、記載のとおり、(1)から(3)まで換地委員会がそれぞれ開催されているところであります。また、農水省の説明会であるとか、あるいは土地改良事業団のこういった研修について、それぞれ記載のとおり参加をさせていただいているところがございます。

次、27ページ目、商工観光課の関係であります。1から3までそれぞれ観光圏の関係についてマネジャー担当会議、幹事会等を開催しております。

また、中ほど下段であります、シーニックナイト2018ということで、2月3日から11日まで開催させていただいており、11日には綺羅乃湯の駐車場を中心としてシーニック焼き肉というものを開催いただいて、300名近い皆さんにご参加をいただいたというような状況であります。

その下、ニセコジャポニカ2018ということで、北海道のそれぞれの振興局の大変なご支援を得て、ニセコ中央倉庫群で昨年、そしてことしと開催をいただいているものでありまして、海外の皆さんを含め多くの来場をいただいているというような状況でございます。

次、28としてニセコ駅イルミネーションの点灯式ということで、12月16日、JRニセコ駅イルミネーション点灯式実行委員会の皆さんによって行われたところでありまして、ニセコの冬を告げるといいますか、この中央地域を華やかにする大きな風物詩になりつつあるのではないかというふうに思っております。

以下、トリアスロンを初め、世界冬の都市会議等、それぞれ担当のほうで出席をしております。

また、10として観光財源研究会、公益財団法人日本交通公社を中心として今研究会を設けておりまして、1月19日、2月16日、それぞれ開催をし、情報交換を行ってきたところであります。

以下、28ページ目、後段、11としてニセコリゾート観光協会、それから29ページ目、上段の株式会社キラットニセコ取締役会がそれぞれ開催され、取締役として林副町長が出席をさせていただいているところであります。

それから、その下、13として一般社団法人日本自動車連盟、J A Fとの協定締結ということで、J A Fと観光支援、観光情報の交流等においてお互い相互協力しようということで、3月15日、J A Fとニセコ町の協定締結を行うという予定となっております。

その下、14として平成29年度ニセコ駅前綺羅乃湯の入館状況、それぞれ記載のとおりとなっております。綺羅乃湯の皆さんの大変なご尽力によりまして、入館者数は増加しているというような状況でございます。

その下、15としてにぎわいづくり起業家等サポート事業の実施状況、記載のとおりとなっております。

また、16としてポイントカード、綺羅カードにおける消費振興の取り組みということで、本年度においてこれらのシステム更新を行い、機器及びカードを一新しているところであります。キッズカードにおきましては、1月末現在で471名が登録をして、これは有効活用されているということでございます。

次、30ページ目ではありますが、17として倶知安・ニセコ地区雇用問題検討会議が倶知安町合同庁舎で開催されたところであります。地域の雇用状況というのは、求人倍率が絶えず1を超え、冬場の多いときは2を超えるというような状況でありますので、抜本的な対策を後志総合振興局や羊蹄山麓町村と連携をしながら進めてまいりたいと考えているところであります。

その下、18としてようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、記載のとおりとなっております。

次に、その下、建設課の状況ではありますが、1としてニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、1月24日開催させていただいております。

また、その下、2としてニセコ町住生活基本計画の策定、策定委員会が12月26日、作業部会が12月8日というふうにそれぞれ会議を開催しております。

また、3としてニセコ町空家等対策計画策定委員会の開催ということで、2月6日、それから12月26日、それぞれ開催をさせていただいたところであります。

4として町道認定検討委員会の開催が2月8日行われており、またこれらの具体的内容について議会へ提案をさせていただいておりますので、ご審議をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

その下、国土利用計画の土地取引状況、それから6として景観条例に基づく協議状況、開発関係につきまして記載のとおりとなっております。

次、32ページ目ではありますが、上下水道課の関係であります。第167回まちづくり町民講座で水道審議会の検討経過状況につきまして記載させていただいているところであります。

また、2として第3回ニセコ町水道審議会、2月19日に開催をさせていただいております。

以下、3として宮田地区、小花井配水管破損工事、12月11日、それから4として市街地区配水管漏水事故、12月24日、2月4日には宮田地区里見において給水管漏水事故、2月5日、曾我地区第2送水管漏水事故、7として曾我地区第2の送水管漏水事故、それぞれ対応させていただいております。

ます。今後老朽化したこういった送水管等の適宜計画的な更新を進めてまいるといふふうに考えています。

また、34ページ目ではありますが、ニセコ地区配水管漏水事故が3月3日午後ありまして、職員26名、協力事業者の方もかなり多くの方がご参加をいただき、工事等対応に当たっているところであり、エリアが広範囲にわたっておりまして、当初は本当に大変なことになるといふふうなことで、相当な準備をさせていただきましたが、職員や協力会社の大変なご尽力、頑張りによって早期発見することができました。これにつきましては、幸い1カ所の大量漏水ということで、夜中の2時ぐらいに一旦工事完了し、翌日午前中までかかったということではありますが、37ページの(5)に消防の関係がありまして、これと多少連動しておりまして、37ページの消防のところの中ほどに5として自己水源ふぐあいによる給水作業ということで、3月3日、ニセコローヤルタウンにおいて3日間ほど水道が故障しているということで緊急的な応援要請があり、ニセコ消防が出動し、ニセコ地域の消防水利、消火栓からタンクに入れてここに補填をするということ、住民の皆さんの命と暮らしを守る観点から行っていただいておりますが、相当慎重にきちっととめる作業とか配慮いただいたところではありますが、何分にもウオーターハンマーという現象があるそうでありまして、たくさん水圧がかかっている中で相当ゆっくりとめていても急激な圧によって弱いところに打撃がいくということで、漏水が起こり得るということでありまして、そういったことが主な原因ではないかといふふうに推察をされておりますが、今後こういった事態に至らぬようできるだけこれまでと同様に配慮をしながら、こういったことに対応していきたいといふふうに考えているところであります。いずれにしても、消防あるいは水道担当、それから危機管理上3月3日、ひな祭りの日に多くの職員が出て、徹夜で作業したということに対して感謝をしたいといふふうに思っております。

35ページ目、農業委員会の関係ではありますが、農地流動化事業助成金の実施状況ということで、促進事業費の助成金は記載のとおりとなっております。また、平成29年度賃借料の情報について、賃借料10アール当たりの水準であります。記載のとおりとなっております。

次、36ページ目、消防組合ニセコ支署の関係であります。1として羊蹄山ろく消防組合議会が開催され、そして2として1月8日に消防出初め式が行われて、41名のご来賓にも参加をいただいております。

また、3としてニセコ町婦人防火クラブの活動について、記載のとおりとなっております。

その後段、4としてニセコ町少年消防クラブ、それぞれ記載のとおり6月から年が明けて2月17日に修了式を行うまで、こうした予消防、救急等について勉強していただき、応援をいただいているということでもあります。

その下、5として事故水源ふぐあいによる給水作業が行われ、6以下、災害出動、以下記載のとおり、多くの救助出動、火災出動、警戒出動を行っているというような状況であります。

次、39ページ目ではありますが、ニセコ救急の出動先別出場の状況、それから8としては平成29年の出動先別出場状況、これは1年間の分ではありますが、記載のとおりとなっております。

以下、工事委託等の状況につきましてそれぞれ記載しておりますので、後ほどごらんいただきました

くお願いを申し上げます。

以上で第1回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、私のほうより第1回ニセコ町議会定例会に当たり、教育行政報告を行います。

教育行政報告。

平成30年3月8日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。大きな1として教育委員会の活動について記載をしております。（1）、教育委員会議について、平成29年第10回臨時会を12月22日に開催し、記載のとおり、報告事項5件、議案2件、その他として3件につきましてそれぞれ審議を行っております。

続いて、平成30年第1回定例会を1月22日に開催し、記載の報告事項2件、議案2件、協議案1件につきまして審議しております。

次に、（2）であります。平成29年度の第2期学校訪問を2月の14日及び22日に実施しております。町内小学校から高校及び幼児センターを2日間に分けて訪問し、学校経営状況の説明を受けたほか、意見交換及び授業参観等を行っております。

次に、（3）につきまして①の北海道教育庁教育政策課への訪問について記載のとおりでございます。

続いて、②の近藤小学校4者懇談会について記載をしております。地域代表の方2名、PTA役員の方3名、校長及び教頭が集まり、私を含めた4者にて学校運営に係る意見交換を行ったところでございます。地域の声を直接聞く有効な機会だというふうに考えております。

2ページに移りまして、一番上段の③、在北海道外国公館・通商事務所等協議会新年交礼会に出席をしております。

次に、大きな2として学校教育の推進につきまして、まず（1）、学校運営、①の参観日、②の各学校の行事等について記載をしております。②の一番上でありますけれども、ニセコ中学校におけるニセコ町を知る特別授業として、町民の方を外部講師としてお招きをし、仕事についての講話及び生徒たちによるグループワークという形式で授業を行っております。また、その丸の4つ目になりますけれども、近藤小学校のおにぎりパーティーですが、児童の稲作体験でこの1年大変お世話になった農家の方を学校に招待し、収穫したお米でつくったおにぎりを食べていただくという感謝の気持ちをあらわす会として開催しているところでございます。

③には、この冬の間の中体連、全道大会等の結果を記載しております。12月下旬の卓球におきましては、女子団体が出場し、予算リーグを勝ち抜いて、決勝ではベスト16に進出をしております。また、スキーアルペン競技では、昨年に続き遠藤三四郎君が回転、大回転ともに全道大会で上位に入り、全国大会に出場いたしました。全国大会では残念ながら両種目とも2本目に進めず、入賞は果たせませんでした。また2年生でもあり、来年に向けて貴重な経験を積んできたことと思いま

す。

3ページをお開きいただきまして、④から⑥にかけまして各学校の研究活動、各種会議等の状況、後志教育局指導主事による学校訪問指導について記載をしております。

4ページに進んでいただきまして、(2)の児童生徒の状況について、2月1日現在の在籍児童生徒一覧、特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況、(3)では学校保健関係につきまして記載をしております。学校保健関係につきましてインフルエンザによる影響についてですが、ニセコ小学校において1月30日から4年2組、2月3日から3年生、3月に入り5日から現在も続いておりますが、2年生の1、2組、またニセコ中学校におきまして2月の8日から1年生が学級及び学年閉鎖となっております。

次に、学校安全につきまして、①としてスキー授業等が始まる前にニセコルールの遵守について各学校への周知を図り、子どもたちの安全指導をお願いしているところでございます。

5ページをお開きいただきまして、②として町原子力防災訓練への参加として、幼児センター及び各学校において屋内退避及び防災講話などの内容で実施しております。

また、次の③にありますように3月2日、前夜来から全道を襲いました暴風雪への対応として、町内小中及び高校について臨時休業としております。

続いて、(5)、ニセコスタイルの教育について実施状況を記載しております。①にコミュニティ・スクールの関係ですが、学校、子ども、家庭、地域がそれぞれ目標を共有しながら、自ら主体的に行動していくためのアクションプランを作成してございまして、1月17、29日には学校の教職員、31日には児童生徒の代表、2月の16日にはコミュニティ・スクール委員による熟議を行っております。また、家庭につきましては、保護者アンケートを実施し、結果を集計してアクションプラン策定への活用を図っております。このアクションプランにつきましては、この後開催のコミュニティ・スクール委員会にて最終協議を行い、完成した後、町民の皆様にもリーフレットとして配付する予定になっており、今後も地域が一体となって子どもたちの成長を支援する仕組みを進めてまいります。

次に、下段のほうになりますが、②として一貫教育にかかわりまして小学校の教職員による英語研修を3回ほど実施しております。ことしの4月から新学習指導要領の先行実施として外国語活動の授業が拡大するため、指導する先生方の研修や授業研究が非常に大事になっており、今後も計画的に実施をしてまいります。

6ページに移りまして、(6)として幼児センター関係につきまして①の園の行事、園児の健康安全、入園児童の状況について記載をしております。

7ページをお開きいただきまして、預かり保育、⑤では子育て支援センターの関係、一時保育、休日保育、子育て講座等記載をしております。

9ページまで進んでいただきまして、中ほどに(7)としてニセコ高等学校関係について記載をしております。①として校内実績発表大会及び10ページの④では活動報告会について記載しておりますが、いずれも公開実施として町民センターで開催し、ニセコ高校生の学習の様子や活動状況について町民の方々に知ってもらう機会になっていることと考えております。

続いて、10ページの⑥に各種大会参加状況ということで、実績発表活動において学校代表で出場した生徒の北海道大会の成績を記載してございます。また、11ページのほうには、上段に全道大会の状況を記載しております。

次に、⑦、2月28日現在の高校3年生の進路内定状況であります。就職及び進学ともに内定率100%となっております。

⑧には入学者の出願状況を記載しております。募集人員を超える45名の出願があり、3月6日、一昨日になりますが、全員面接検査を実施しております。

次に、(8)、学校給食センター関係につきまして、今年度の第3子以降の給食費免除の状況について記載しております。免除を申請した件数20件のうち19件を決定しておりますが、残る1件につきましてはほかの制度の対象でありますので、実質的には申請した全家庭が免除ということとなっております。今年度の免除金額及び内訳については、記載のとおりでございます。

次に、大きな3として社会教育、社会体育の推進について、(1)、社会教育活動につきまして①、社会教育委員会議の開催、②として放課後子ども教室、12ページに移りまして③、寿大学の実施について、記載のとおりとなっております。

中ほどの(2)、文化、図書活動として有島記念館の展示及び普及事業につきまして記載しております。町に寄贈いただきました藤倉英幸先生のプレ展示を2月の10日から25日までの間開催いたしました。13ページをめくっていただきまして、そのプレ展示の初日に藤倉先生にお越しをいただき、来場者27名のもとギャラリートークを開催しております。また、③にありますようにポストカードの発行、そして今月24日からは第1期藤倉英幸展を開催いたします。ことしは、有島武郎生誕140周年並びに有島記念館開館40周年の記念すべき年であり、藤倉作品の四季折々の風景を町民の皆様方に楽しんでもらえることを期待しております。

次に、④、学習交流センターあそぶっくの1月までの利用状況、続いて⑤としてあそぶっくの会の活動状況を記載しております。例年どおり大変精力的に活動をしていただいているところでございます。

15ページまで進んでいただきまして、⑥に文化協会の事業として昨年10月28日から開催いたしました文化まつりにおきまして文化奨励賞の表彰式を実施しております。受賞者は、ニセコ詩吟同好会の淵野富雄氏並びにニセコ俳句会の斉藤うめ子氏であります。

続いて、(3)、社会体育、スポーツ活動について記載しております。①として12月23日にニセコ町民センターにおきまして後志管内スポーツ推進委員協議会研修会、ペップトーク講演会を開催いたしました。ペップトークとは、もともとはスポーツ競技者が試合に臨む際にやる気を起こさせる言葉のことではありますが、教育の場面、あるいは職場の中で子どもたちを初め全ての人に対して元気を与える励ましの言葉になるものです。これまでの事例や実際の声のかけ方について日本ペップトーク普及協会の第一人者である岩崎由純氏に講演をしていただきました。岩崎氏は、スポーツトレーナーとしてオリンピック等大舞台を何度も経験した方でありまして、今までのエピソードなどを交えた講演内容が聴衆にとっても非常に共感を得るものになったと考えております。

続いて、②として初心者の子どものためのスキー教室、③、夜間スキー・スノーボード講習会等

参加者の技術レベルに応じた教室、講習会を開催しております。

16ページに進んでいただきまして、第64回全町児童生徒スキー大会、今年度も天候がよい中、グループに分かれたクリニック、あるいは旗門を立ててのタイムレース、事故、けが等もなく順調に行われたところでございます。

⑤として、児童生徒のスキーリフトシーズン券助成事業について記載しております。例年並みに小学生ではほぼ全体の7割程度の購入率ということで、スキー遊びの普及及びスキー技術や体力向上につながるものと考えております。

⑥として、冬期北海道札幌オリンピック、パラリンピック招致活動につきまして12月以降の経過を記載しております。まず、12月15日には道の文化・スポーツ局長並びに札幌市スポーツ局招致推進部長が来庁し、正式に参加表明した対話ステージへの支援、協力につきまして札幌市長並びに北海道知事連名の文書にて依頼があったところです。本町からは、副町長及び町民学習課長が対応し、決定までの想定スケジュール、費用負担や自然環境へ配慮など町としての要望を上げております。続いて、12月20日にはニセコ町における検討会議をここに記載の13名の出席者により開催し、ニセコ町としての基本姿勢、招致活動の経過、想定スケジュール等情報の共有を図り、意見交換を行いました。続く1月10日、11日には東京都で開催されたI O Cとのワーキングセッションにオブザーバーとして町民学習課長が出席をし、スイスI O C本部とJ O Cとのビデオ協議の様態を傍聴してまいりました。協議の内容につきましては、2026立候補プロセスの概要や狙いなど、記載のとおりでございます。次に、17ページをお開きいただきまして、1月の25、26日には札幌市で再び第1回I O C専門家派遣の受け入れによるワーキングセッションが開催をされ、町民学習課長が本町からは出席をしております。ここでは、法務やマーケティングなどの内容を協議しております。2月の5日にはまちづくり町民講座、冬期オリンピック・パラリンピックについて考えるを開催し、現在までの経過や今後の展望についての説明の後、ワークショップ形式により本町でのオリンピック開催についての期待や不安、課題について意見交換を行いました。

続きまして、平昌オリンピックの視察につきまして、まず町長、議長、町民学習課長による特別職グループ、スキー場関係者、スキー連盟スタッフ、スポーツ係長等による競技会場視察グループ、合計11名がそれぞれ記載のとおり視察をしてまいりました。また、2月22日には倶知安町との連絡会議を開催し、道文化・スポーツ局長、札幌市担当課長、両町の町長を初め関係者36名が出席の中、オリンピックの視察報告、招致活動の経過、取り組み状況及び今後の展望などを確認いたしました。札幌市、倶知安町及び本町の3者間で現段階での状況を把握するとともに、課題等を出し合った会議となっております。また、本日も札幌市でI O C、J O C関係者と視察及び協議を行っており、本町からは町民学習課長が出席をしております。

オリンピック関連につきましては、月曜日の議員協議会にて改めて説明をさせていただき予定でございます。また、町民の皆様にもオリンピックの視察報告を含め、町民講座等の開催を今後も予定してまいりたいと考えております。

最後に、(4)として第8回ニセコカップジュニアスキーマラソン大会につきまして、記載のとおりでございます。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 平成30年度町政執行方針

○議長（高橋 守君） 日程第5、平成30年度町政執行方針の件を議題といたします。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） それでは、第1回ニセコ町議会定例会に当たり、平成30年度町政執行方針を述べさせていただきます。

平成30年度町政執行方針。

平成30年第1回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、町政執行に関する所信と基本的な方針を明らかにするとともに、平成30年度における政策の大綱について、説明をさせていただきます。町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

私は、平成21年10月、ニセコ町長に就任以来、2期8年を経て、昨年、町民の皆様のご支援のもと無投票当選の栄に浴し、10月9日から3期目となる町政を担当させていただくこととなりました。この間、ニセコ町総合計画のテーマを、『小さな世界都市ニセコ』から『環境創造都市ニセコ』に変更させていただいておりますが、豊かなニセコ町の景観やすぐれた水環境を初めとする「私たち町民の自然と共生する暮らしの環境を守り育て、持続する社会を創る」という理念は一貫して不変のものであると考えております。

現在、私たちの町は、農業者の皆様のご尽力により、国営緊急農地再編整備事業が着々と進み、豊かな農業の町としての基盤を固めつつあります。そして、観光面ではニセコ町の景観や環境の規制を理解し、共感する人々や企業の皆様がニセコ町への事業展開をし、また投資を検討されておられます。これまでも町の条例等による環境規制を緩和するよう海外を含めた投資家の方々から数度にわたる要請がありましたが、本町が市場原理による投機の対象となり、一時的な土地の売買やコンドミニアム等の乱立によって環境破壊を招くことは、ニセコ町の価値を大きく毀損することにつながることであり、持続するまちづくりに適合しないものについては、お断りをしているところであります。我が町においては、乱開発を防止し、将来に持続する、秩序ある開発を誘導することこそが、環境基本条例や環境基本計画に基づく町民総意の揺るぎなき将来ビジョンであるものと確信をしているところでございます。

また、産業面においては、町商工会を中心としたこれまでの商工振興の取り組みにより、商工会への加入者は、本年1月1日現在183事業者と、昭和36年のニセコ町商工会設立以来最も多い加入者数となっております。商工会役職員、並びに会員の皆様のためまぬ努力が会員数の加入増につながっているものと感謝を申し上げたいと思います。

今日の本町観光の伸展は、危機感を有する中から誕生した観光協会の株式会社化による観光の発信力の増強と着地型観光の推進、また、日本の人口減少社会を見据えて設立された「東アジア観光客誘致協議会」による近隣諸国への海外誘致など20年間にわたる取り組みが徐々に効果を上げ、イ

ンバウンドの着実な増加につながってきているものと思います。さらに、冬期間にニセコ雪崩調査所から発信される雪崩情報、多くの皆様の英知を結集してつくり上げられた「ニセコルール」は、ニセコのパウダースキーの魅力を世界に発信し、スキーエリアとしての信頼を得ているかけがえのないルールに発展を遂げてきています。

また、まちづくりにおいては、大変財政状況が厳しい中、二十数年前からの町民皆様の地道な環境保全への取り組み、ダイオキシン特別措置法の議論の中で建設されたクローズド型一般廃棄物最終処分場、国や北海道の支援を受け、沿線住民の力によってつくり上げられた綺羅街道と電線の地中化、将来の生活環境を見据えて整備された市街地区への公共下水道の整備と合併処理浄化槽への支援、公営住宅の大規模整備や特別老人ホームの建設、有島記念館の数次にわたる整備や総合運動公園の整備など、町民の暮らしに直結する生活環境の整備が逐次行われてきました。また、人づくりにおいては、各団体などによるまちづくり講演会や研究会の開催、町民の海外研修や職員研修の拡充、行政改革においては早い段階からの電算化の推進、自治体マネジメントの基礎となるファイリングシステムの導入、住民の皆様による補助金等検討委員会の活動など、過去において数多くの先駆的な取り組みがなされてきました。

こうしたこれまでの町民皆様の主体的な行動やスピード感を持った自治体改革への挑戦が、自治体の憲法と言われる「ニセコ町まちづくり基本条例」を日本で初めて誕生させ、今日の本町のまちづくりの原理原則として息づいているものと考えております。このニセコ町まちづくり基本条例に裏打ちされ、培われた開放的で民主的なニセコ町における住民自治の結果が、国による「環境モデル都市」の指定や「ワイン特区」の認定、「ニセコビュープラザ」の重点道の駅の指定、そして、世界に誇れる自治体として選定される、プラチナネットワークによる「プラチナシティ」の認定を受けるという成果になっているものと思います。

本町の取り組みのほんの一部の事柄のみの例示になりましたが、日本社会が急激な人口減少に突入している中、人口増加傾向にある状況でまちづくりを進められておりますことは、これまで多くの苦難の中、課題解決に果敢に挑戦をし、本町の振興発展のためにご尽力をいただきありがとうございました関係各位、諸先輩の皆様方のおかげと心から感謝を申し上げ、平成30年度の執行方針を述べさせていただきます。

I 予算執行の基本的考え方

初めに、予算執行の基本的考え方について申し上げます。

平成30年度は、まちづくりの指針となる第5次ニセコ町総合計画の基本理念のもと、これまで培ってきたまちづくりの基盤をさらに充実させるとともに、「自治創生」への継続的な取り組み及び、2015年9月の国連総会において全会一致で各国が取り組むこととなった「持続可能な開発目標」これを「SDGs」と称しておりますが、このSDGsはこれまでニセコ町が取り組んできたことと類似することも多く、このSDGsを町政の根底に据え、将来に向けた戦略的な視点と行動力を持って諸施策を進める年として予算編成を行っております。

予算規模の大きい投資的事業については、投資的事業の緊急性、財政負担の優位性等を勘案し、1つとして着手事業の確実な推進と完了、2つ目として人口増に伴う喫緊の課題である子育て・教

育施設の整備、3つ目として安心・安全を支える社会インフラの更新・整備・防災対策、4つ目として暮らしやすさの向上・将来の持続的発展等に向けた整備、との優先順位をつけ、財政の状況を踏まえながら、中・長期的視点から重点的かつ計画的に事務事業を実施していくこととし、予算の編成を行っております。

本年度は、ニセコ高校体育館耐震改修工事、中央地区スマートエネルギー活用調査事業のほか、不妊不育治療費の助成、助産師産後ケア事業を実施します。

また、これまで数多くの議論を重ねてきております防災センター機能を有する役場庁舎の建設については、昨年の基本設計に引き続き、今年度は実施設計を行い、平成31年度着工、32年度の完成を目指し事業を進めてまいります。

農業では、国営緊急農地再編整備事業が5年目を迎え、期成会による事業予算確保の要請活動を継続するとともに、国の制度を利用して工事を実施する農業者の所得の減少を緩和するための支援を引き続き行ってまいります。

観光においては、国が進める外国人観光客の誘致拡大について、地域としても積極的に取り組み、持続ある観光産業の発展を確保するために必要となる事業を推進します。

このほか、主要政策の各般において、町の将来のあり方を見据えた予算執行に努め、財政の健全性を確保しつつ「ニセコの自治の力」がさらに高まるよう配慮してまいります。

II 重点政策の展開

次に、重点となる6分野の政策展開について申し上げます。

1として守りの経済から攻めの経済へ。

地域経済の活性化を図るため、本町の豊かな自然環境を生かした産業の育成に努め、農業・観光業・商工業の連携による内発的経済の振興と新たな雇用の場の創設に努めます。

(1) 農業と畜産業の振興

日本の農業を取り巻く環境は、日EU・EPA交渉の妥結、TPP11交渉の大筋合意など、将来の北海道農業に大変不安を抱かせるものとなっております。今後どのような状況になっていくか、極めて不透明な状況となっているところであります。また、米国との2国間貿易協定や米国のTPP復帰の可能性など、日本の農業全体が諸外国との貿易交渉に翻弄されており、日本を取り巻く環境はますます厳しさを帯びてきています。今後、これらの交渉結果により、北海道やニセコ町の農業経済に大きな影響を及ぼす可能性があり、農業経営体の体質改善・強化への取り組みが迫られています。

このような状況のもと、国は平成27年11月25日に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」を昨年11月24日に改定し「新輸出大国」、「国内産業の競争力強化」、「農政新時代」という柱を立て、農産物の輸出促進、TPP等を通じた国内産業の競争力強化、体質強化対策などの取り組みを進めようとしています。この方針により、従来の営農方法では農業経営が立ち行かなくなる可能性が高く、日本の農業者の営農の方向性の変更が求められてきているところでございます。

ニセコ町においても、国の制度を活用しながら、農業の経営環境の整備や経営の体質強化など、農業者みずからが将来を見通した経営計画の見直しを積極的に進めていくことが重要であり、町と

しても地域を支える産業として積極的な支援をしていく必要があると考えております。特に、本町農業の特徴である農産物の多品目生産を生かし、一大消費地でもある観光リゾート地を有する強みを生かした農業経営への転換も必要と考えております。

加えて、しっかりとした輪作体系の確立と、天候不順などの影響による経営リスクが分散できるような農業経営体としての育成や、多品目生産による生産リスク分散型の農業への移行も検討し、安定的生産が持続できるような営農体制の確立に向けた取り組みも必要となっています。そのため、将来に向けニセコ町に適した農業生産のあり方を模索し、どのような経営が農業者にとって最大のメリットとなり得るかも検討していきます。

一方で、昨今の人材不足に伴う労働力の低下に対応できるための人材育成などの取り組みも重要となっています。引き続き、これらの状況を把握し、北海道やJAようていと連携を図りつつ、新たな本町農業の体質強化に向けた取り組みを進めていきます。

5年目を迎えた国営緊急農地再編整備事業については、引き続き円滑な事業推進を農業の最重点施策に据え、通年施工促進の農業経営高度化促進事業などの諸事業制度の活用を図り、農業経営の効率化、大規模化により、農業経営そのものの体質を強化するとともに、本町の特色を生かした農業経営ができるよう、さらなる取り組みを推進していきます。

また、今年度は、農業振興計画や農業振興整備計画の更新の年に当たります。農業情勢が大きく変化する中で、本町の農業をしっかりと守り育てるための取り組み方針を定め、引き続き優良農地の保全に努め、ニセコ町らしい農業づくりを進めてまいります。

平成30年度も引き続き国の政策を積極的に活用し、環境に調和した安全で安心な「クリーン農業」の推進、農地の利用集積や農業基盤の整備、収益性の高い営農の促進、担い手育成対策、6次産業化の推進など、農業所得の向上への取り組みを進めていきます。さらに、イエスクリーン米栽培支援制度の継続とともに、完熟堆肥助成や緑肥作物の奨励、土づくり対策、観光と連携した地場産品の地域ブランド化対策、6次産業化支援、新たな栽培技術の導入支援などを引き続き実施していきます。

(2) 観光の振興

冬期間において、ニセコには世界各地からの観光客が訪れ、これまでにないにぎわいを見せております。ここに至るまでには、海外観光客の誘致、関係事業者等による優良な投資、町民と町が出資するジョイントセクター・株式会社ニセコリゾート観光協会の設立など、関係各位による早期からの取り組みによるところが大きいものと考えております。また、雪山の雪崩事故を防止するために制定した地域の公式ルール「ニセコルール」の創設や運営など、将来を見据え、かつ、具体的に取り組んでこられた関係者の方々の地道な活動の積み重ねが、今日のニセコブランドを確立し、多くの人々に安心して「ニセコ」を楽しんでいただけるようになりつつあるところでもあります。

ここ数年、入り込み客数は前年を上回る成長を続けてきましたが、平成28年は夏季の入り込みが減少し、総数として2万人の減少となりました。しかし、外国人旅行者は約1万5,000人の増加、宿泊数で3万泊が増加し、海外からの宿泊数が延べ20万泊を超えるなど、引き続き増加傾向にあります。また、国では外国人観光客の誘致を強化しており、平成28年の訪日外国人客数は2,800万人を超

え、さらに、32年には4,000万人、平成42年には6,000万人を迎え入れることを目標としております。引き続き、観光客の受け入れ環境の整備が急務となっております。

本年はこうした状況を踏まえ、各種施策に取り組みます。ニセコ町観光振興計画は、本年が最終年となり、前回策定時から大きく変化しつつある観光産業の現状を踏まえながら、今後の方針を検討します。

また、倶知安町、蘭越町と広域で取り組んでいる「ニセコ観光圏」は、法律の改正により、予定していた5年まで1年を残して、新たな事業スキームへと移行します。PRや誘客活動、人材育成はこれまで同様にエリアで取り組むほか、新たに外国人を対象とした誘客事業等を強化していきます。

また、観光客に選ばれる観光地を目指し、観光施策を持続的に展開するために必要となるマーケティングスキルや、受け入れ機能を持った組織であるDMOの体制確立に向けて引き続き取り組みを強化します。

このほかにも、各団体等が主催するニセコハロウィンなどのイベントや、観光振興に資する各種事業の支援を行うとともに、雪山の安全確保を図る雪崩事故防止対策である「ニセコルール」の運用についても、関係各所と連携して取り組んでいきます。

また、道の駅ニセコビュープラザの整備の具体化、綺羅乃湯の附帯設備の更新、ニセコ町五色温泉インフォメーションセンターなど観光関連施設の適正管理と運営に努めてまいります。

(3) 商工業の振興と労働対策

近年、ニセコエリアでは観光事業を中心にさまざまな投資が行われておりますが、昨年は市街地域やその近隣地域にも生産施設や商業施設、大型賃貸住宅が建設されるなど、その経済波及効果は大きな広がりを見せています。また、全国的に働き手不足が顕在化していますが、ニセコエリアも道内でトップクラスの求人倍率となっております。町ではこれらの状況を踏まえ、持続可能な経済基盤の確立を目指し、国などの関係機関と連携しながら各種施策に取り組みます。

特に、商工会、国や金融機関などと連携して、ビジネスセミナーの開催や起業の相談窓口の運用による小規模起業化を支援し、営業者の多様性と地域の魅力の向上を図ります。また、引き続き企業の誘致を進め、地域内で不足するサービスの確保を図り、域内経済基盤と雇用の拡充に向けて取り組みます。

このほかにも、昨年システムを一新した綺羅カードのさらなる浸透や高度利用を見据え、引き続き綺羅カード会が実施する「キッズカード事業」への支援を行うなど、商工会と連携して、地域商店と消費者、観光事業者との接点をふやし地域内消費拡大に取り組みます。

さらに、不当な勧誘等によって町民の皆様が苦しむことがないように、消費者行政活性化基金を活用し、本町を含む羊蹄山麓7町村で設置している「ようてい地域消費生活相談窓口」については、消費者が抱える個別具体の案件を解決することに大きな効果を発揮しており、本年も引き続き関係町村と連携して、消費相談窓口の一層の活動PRと相談業務の実を図ります。

2 誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり

子ども、大人、高齢者、障害のある人やさまざまな立場の人たちが、相互に助け合い、健康で心

豊かに生活できる社会をつくるため、保健、医療、福祉の課題を総合的に見通しながら、必要な取り組みを進めます。

(1) 子育て支援

本年度の子育て環境の整備においては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から5カ年を1期とする「ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次代を担う子どもたちと子育て家庭が、安心して子育てができる環境づくりに努めます。「ニセコこども館」は多くの子どもに利用されていますが、本年は希望者の増加を受け、70人の児童の受け入れを行う予定としております。

また、本年は保護者の皆様から要望のある日曜日や祝日の利用について、ニセコ幼児センターと同様に有料での開館を試行実施する予定としております。

健診では、妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健施策の充実に努めるとともに、新たに妊婦の産後ケアの実施やこれまでと同様に産婦人科医師の確保対策を継続します。また、一部の任意予防接種の全額公費負担、5歳児健診の継続など、子どもの健康づくりの推進と保護者の経済的な負担の軽減、未熟児や障害児の医療費給付事業などを継続して実施します。

昨年从不妊治療を受けているご夫婦の経済的な負担を軽減するため、北海道の助成とともに不妊治療費の自己負担分を助成する制度を設けましたが、本年からは不育に対しても支援を拡大し、子どもに恵まれる機会が増大するよう希望するご夫婦を支援します。

(2) 高齢者、障害者の福祉

高齢者や身体に障害をお持ちの皆さんが、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう新たに策定された「後志広域連合第7期介護保険事業計画」や「第7期ニセコ町高齢者保健福祉計画」に基づくとともに、目まぐるしく変化する国の福祉制度に合わせ、安心できる高齢者福祉の充実を図ります。

特別養護老人ホーム「ニセコハイツ」は、開設より30年以上の年月が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、総合的な運営方策と施設の基本構想をまとめています。今後は構想の熟度を高め、安心して暮らすことができる施設の整備に向けて、ニセコ福祉会の取り組みを支援していきます。また、「ぐる〜ぷほ〜む・きら里」においては、安定した経営の支援を継続して行います。

地域包括支援センターにおいては、介護予防の中心的な役割を担い、関係機関と連携を図りながら支援を行うとともに、健康維持のための予防事業を実施します。また、近年増加する認知症患者の対応として「認知症初期集中支援事業」の中で「認知症初期集中支援チーム」を設置しており、認知症専門医の指導のもと、認知症の方やその家族の方々への初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活へのサポートを継続していきます。

地域活動支援センター・ニセコ生活の家においては、運営を担っている組織自体の高齢化が進み、新たな需要への対応が困難な状況となっております。本施設は、障害によって日中活動が困難な方をサポートするための中核的な役割を担う施設となっており、介護に従事する方の労働環境の改善や施設運営の一部について支援を行います。加えて、地域の支えやコミュニティーを通じながら介護予防を行う「介護予防・日常生活支援総合事業」が円滑に進むよう福祉関係機関との連携や調整を行います。

さらに、相互扶助の精神により支え助け合い、ともに暮らす地域福祉活動を進めることを目指す新たな「ニセコ町第3次障がい基本計画」「第5期障がい福祉計画」に基づき事業を進め、あわせて、福祉関係団体との連携強化に努め、相談支援や地域生活支援事業の充実を図ります。

高齢者の福祉の向上やサービスの提供を実施しているニセコ町社会福祉協議会では、本年度において成年後見のための「ニセコ町生活サポートセンター」、仮称ではありますが、このサポートセンターを開設し、ふえている認知症の方への成年後見の相談業務を実施することから、設置に関しての支援を行うとともに、後見業務を適切に行うための「市民後見人」の養成を昨年と同様に進めてまいります。

これまでも実施してきました一定の障害のある65歳以上の方と75歳以上の方の特定健康診査の無料化を継続するほか、介護保険制度等に基づく住宅改修費助成の上乗せ助成、重度障害者の方へのタクシー利用扶助、除雪支援事業なども継続して行います。

(3) 健康づくり

生活形態の変化や高齢化とともに、日常の食生活や運動といった生活習慣に起因する病気の割合が増加しており、本町では「第2次健康づくり10年計画」をもとに事業を実施してきました。

「健康な食習慣で病気知らず」を目標に、生活習慣病予防の観点から、バランスのとれた健康的な食習慣を身につける栄養教室などの事業を推進します。また、日ごろより生活習慣病予防の指導や、各種検診事業の実施・検診受診率の向上、健康運動教室の開催など、がんやメタボリック症候群予防対策などの健康づくりに取り組んでいきます。

テレビ電話健康相談事業は、関係4カ町村での協議を受け事業内容の改善を図ってまいりました。本年度も社会福祉協議会に委託し「介護予防・日常生活支援総合事業」にも対応した事業を行います。このほか、町民の皆様の協力を得ながらエキノコックス駆除対策を継続して実施します。

(4) 国民健康保険事業、医療制度

本町においては、健康づくりや各種健診への受診、健康相談や訪問指導などを細やかに実施し、一般の医療費が減少傾向にあるなどの成果を上げていますが、後期高齢者を中心とする医療費が増加を続けており、厳しい財政運営が続いております。

こうした状況のもと、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営することを目的に本年より「保険者の都道府県化」が実施されます。北海道・後志広域連合・ニセコ町の3者による国民健康保険事業がスタートすることとなります。

今後は北海道が保険事業会計で必要とされる国民健康保険税の額が提示され、それにあわせ町では「保険税率」を決定することとなり、本年は資産割の見直しを行う予定としております。

本年も保険税の収納対策による税の公平性確保とともに、各種保健事業の実施や広域連合でのレセプト点検、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知の実施、健康診断未受診者への受診勧誘通知などにより、医療費支出の抑制と適正化に努めてまいります。

(5) 地域医療の確保

地域医長を取り巻く環境は、人口減少、医師や看護師などの医療技術者不足、たび重なる国による医療制度の変更により、地域医療の中核を担う倶知安厚生病院においては、院長を初めとする医

師や看護師、職員の皆様の努力によって収支は着実に改善しつつありますが、今なお厳しい経営状況が続いています。地域医療を守るため、本年も病院所在地である倶知安町を中心として近隣町村とともに、運営費の不足額に対する支援をします。また、救急医療の確保や医師の労働環境改善のため、羊蹄山麓町村での「夜間急病センター」の取り組みを継続します。

大きな3として、3、環境に優しいニセコの創造。

豊かな自然や景観が経済基盤を支える本町にとって、自然環境を守り育て、自然と共生する暮らしこそが、ニセコ町の価値を高め、自立したまちづくりにつながっていくものと考えております。地域資源を循環させる仕組みの構築や豊かなニセコのライフスタイルを創造することが、これからのまちづくりには重要であり、「環境モデル都市アクションプラン」に基づき、環境負荷を低減させるよう対策を講じていきます。

(1) 自然環境の保全と環境対策

ニセコ町のすぐれた自然環境を守り育てるため、環境基本条例、第2次環境基本計画、地球温暖化防止計画などに基づき、「環境創造都市ニセコ」の実現に向けた取り組みを進めます。環境モデル都市アクションプランの最終年度を迎え、第2次アクションプラン策定に向けた作業を行います。

アンヌプリ地区、モイワ地区、東山地区周辺においては、ニセコ山系のリゾート地として発展し、ホテル、別荘などの建設が進められている地域でございます。近年良好なリゾート地として世界的に注目を浴び、土地取引が活発に行われ、ホテルや分譲型共同住宅などの建設が計画されています。今後、ニセコ町が国際リゾート地として、より一層発展するためにも、国立公園法や準都市計画、景観条例などの制度をしっかりと運用し、開発や建築行為などについて、ニセコらしい景観づくりのために秩序ある開発誘導に努め、良好な景観を保持できるよう努めます。

廃棄物処理対策について羊蹄山麓7町村では、可燃ごみの固形燃料化処理を倶知安町の民間事業者へ業務委託しています。本町では、観光客の増加に伴いごみ量も増加傾向にあることから、ごみの減量化と分別排出の徹底に関する周知をするため、新たにガイドブックを作成するほか、燃やさないごみの減量化対策として、使用済み小型家電リサイクルを本年度も継続して実施します。

また、本町の一般廃棄物最終処分場については、平成27年以降「蘭越町粗大ごみ処理施設」で破碎した粗大ごみ、不燃性残渣のみを埋め立て処理してきましたが、埋め立て残容量は減少しつつあります。このため、本年度から不燃ごみ、粗大ごみについては、倶知安町の民間事業者所有の管理型最終処分場への埋め立て処分をすることとし、あわせて、埋め立て量を極力減少するため、選別、破碎も含めて一括して委託処理することとしております。なお、町の既存最終処分場については延命化を図るための維持管理を行い、災害等緊急の場合に対応する予定としております。

本町の「一般廃棄物処理基本計画」については、平成26年度を初年度とする10カ年計画ですが、策定から5年が経過しており、一般廃棄物処理方式にも変動があることから改定をします。

衛生対策については、長年の懸案でありました「火葬場」を「ニセコ斎場」として昨年全面改修を完了しており、今後は、町民から要望のある共同墓地の設置について検討を進めます。

また、し尿処理については、引き続き羊蹄山麓環境衛生組合による羊蹄衛生センターの維持費の負担をしますが、業務を安定的・継続的に行うため、本年度から事業系仮設トイレのし尿処理手数

料に割り増し料金を加算することとしています。

(2) 自立型省資源社会への転換

「環境モデル都市」として、豊富な地域資源を最大限に活用した循環型地域社会をつくるため、再生可能エネルギーや地域内エネルギーのスマート化を進め、地球温暖化対策を推進します。

本年度は、環境モデル都市アクションプランの最終の5年目となり、経済産業省などの支援を受け、駅前周辺エリアの熱ポテンシャル調査と熱供給システムの検討を行い、平成31年度からの「第2次環境モデル都市アクションプラン」の策定を行います。また、観光分野のCO₂削減に向け、事業者向けエネルギー診断や診断後のフォローアップを実施します。

(3) 林業の振興

林業は、ニセコ町森林計画やその他森林振興施策との調整を図り、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう配慮します。また、国や町独自の補助制度を活用した民有林の整備促進と町有林の除伐など、適正な管理に努めます。

4 豊かな心と個性ある文化を育む

教育委員会や関係機関との連携を密にしながら、子どもが健やかに成長できる教育環境づくりと地域文化や生涯スポーツの振興を進めます。

(1) 教育環境の充実

教育については、「第5次町総合計画」や「ニセコ町教育大綱」、「町教育振興基本計画」に沿って、教育委員会が取り組む事業を支援していきます。

(2) 文化とスポーツの振興

誰もが気軽に文化活動への参加やスポーツに親しむことができるよう、「第6期社会教育中期計画」に沿って、社会教育、社会体育の諸事業を支援していきます。また、町として、北海道並びに札幌市が進める「冬季札幌オリンピック・パラリンピック」招致活動に協力していきます。

(3) コミュニティー活動と国際交流の推進

コミュニティー活動の中核施設であるニセコ町民センターや中央倉庫群の利便性の向上に努めるとともに、コンベンション機能が発揮されるよう取り組みます。特に中央倉庫においては、テレワーク拠点としての活用も始まっており、多くの皆様の気軽に懇談や安らげる居場所として、引き続き環境整備を進めます。

集落再編により整備した地域コミュニティーセンターについては、昨年より指定管理者の負担軽減策を講じており、本年度も民間企業の協力により、負担軽減を継続します。また、西富地区町民センターについては、耐震診断調査結果を踏まえ、地域住民の皆様の意向を反映しつつ、施設の整備に向けて取り組みます。

また、地域全体で国際化・国際交流を推進するため、国際交流員(CIR)を自治体国際化協会の支援を受け、継続して配置します。

5 安全で安心な暮らしを支える。

町民の皆様や来町される皆様が、安全で安心な生活環境のもとで暮らし、過ごすことができるよう、防災対策の充実強化、生活基盤や社会基盤の総合的な整備に引き続き取り組みます。

(1) 防災・救命対策の強化

「ニセコ町地域防災計画」に基づき、町民の命と財産を守るための「防災・減災」対策の充実強化に継続して取り組みます。災害発生時に迅速かつ的確な対応が行えるよう防災訓練の実施並びに研修等の参加により、職員の実務的な能力を高めるとともに、町民に対する防災情報の周知・広報活動の一層の工夫に努め、自治会等との連携を図り、地域に根差した自主防災組織づくりを進めます。

原子力防災対策については、国や北海道、関係自治体などと緊密に連携し、「ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）」が実効的な内容となるよう適宜協議を進め、町民の皆様への周知・啓発を行います。

また、本町の地域防災対策の拠点となる「役場新庁舎」並びに「防災センター」については、昨年実施した「ニセコ町役場新庁舎建設基本設計」に基づき本年度は実施設計を実施します。

消防業務につきましては、羊蹄山ろく消防組合と連携をとりながら進めており、平成29年1月からは救急救命士の運用がニセコ支署で開始されています。ニセコ支署においては、本年度に半自動除細動器の更新や救急救命士の活動に必要な消耗品や薬剤を整備するとともに救命士の研修体制づくりを進めます。

(2) 情報基盤の充実

防災通信として重要な、地域密着型のコミュニティFM「ラジオニセコ」について、引き続き運営体制の充実を図っていきます。ラジオニセコでは、行政情報を初め、町内の活動団体、観光イベント、雪崩事故防止情報など、町民皆様や観光客皆様へのさまざまな情報発信をこれまで行っており、ラジオ局を通じてでき上がった新たなコミュニティ活動も大きな広がりを見せています。日本では珍しいラジオ劇団が創設され、毎年ラジオ劇を放送しているほか、60名を超えるボランティアパーソナリティーが活躍するなど、大きな成果を上げております。今後の発展を期するため、労働環境の改善や、新入社員への研修等をより充実させる取り組みに対して支援を行います。

ニセコ町ホームページのリニューアルは、本年3月末までに更新を完了し、平成30年度からは、町民・観光客や利用者の目線に立った検索性の向上が図られ、SNSとの連携や多言語化にも対応した情報発信が可能となります。引き続き、本町の情報発信の拡充に努めてまいります。

また、懸案となっている町が保有する光ファイバー通信施設のNTTへの移管については、総務省との協議を継続し、早期にこれらの移管ができるよう努めてまいります。

(3) 住環境の整備と定住促進

本町の人口増加傾向を維持するため、本年度も移住・定住意識が高い都市部に重点化して町のPRを行います。また、本町の地域課題の解決と定住人口の増加を図るため、地域おこし協力隊を導入して、自治創生を推進する担い手の確保を図ります。

また、民間による賃貸集合住宅の建設促進を図るため、「民間資金活用集合住宅建設等促進条例」の内容を変更し、適用期限を2年間延長し、引き続き民間事業者と連携した住宅確保策を進めていきます。

本町においては、少子高齢化の傾向はあるものの、人口が微増し、世帯数も増加していることか

ら、平成29年度において10年間を計画期間とする「ニセコ町住生活基本計画」を策定しております。本年度は、一定の居住性能を確保し、家賃上限額を設定した民間賃貸住宅に対する建設費への補助制度を新たに創設し、若年就労者や子育て世帯等が快適に暮らすことができる民間住宅の整備を促進します。町営住宅については、「長寿命化計画」に基づき、新有島団地及び望羊団地の長寿命化複合改善工事を実施するとともに、本通団地の一部整備を行います。

(4) 道路交通網の整備

町道については、これまで道路パトロールや点検等により、道路施設の適切な維持管理に努めてきましたが、整備後数十年を経過している路線が多く、今後さらに損傷が進み、維持補修経費の増加が将来的に見込まれます。限られた財源の中で効果的な修繕を図るため、ライフサイクルコストを考慮した「道路維持管理計画」を策定します。

町道改良については、舗装劣化が著しい羊蹄近藤連絡線（国道側から1,600メートル）及び受益戸数が増加しているルベシベ通（370メートル）について3年計画で舗装工事を実施することとし、本年度着手をする予定であります。

また、羊蹄近藤連絡線の歩道整備、近藤十線の改良舗装や芙蓉橋の改修工事を継続して実施します。このほか道路排水施設の側溝や遮断工などの補修工事を進めるとともに、冬期間の町道除雪についても、引き続き必要な対応を進めます。

北海道が施工している道道ニセコ停車場線の歩道整備事業については、沿線の皆様のご理解とご協力により予定区間の工事が完成しました。今後とも、道道の歩道整備や交差点の改良、信号の設置などの安全対策、歩道除雪などについて、北海道への要請を継続して行います。

(5) 地域交通の確保

にこっとBUSを含めた町内の交通手段の最適化のため、公共交通協議会の開催により地域公共交通の現状と課題の共有化を図り、2次・3次交通の利便性向上のための新たな域内交通システムの検討を行います。

本年度は、コミュニティーの共助の仕組みにより自家用自動車を活用した、住民相互の相乗りによる交通システムの可能性を調査する実証試験と、昨年度に引き続きにこっとBUSの混雑緩和を目的とした町内スキーバスを運行します。

(6) 都市計画、上下水道

住宅の老朽化や社会ニーズの変化に伴い、全国的に空き家が増加しています。本町における空き家率は、全国、全道を下回っているものの、豪雪地帯のため雪の重みなどによる倒壊がふえることも予想されることから、地域の安全と生活環境、良好な景観の保全を図るため、平成29年度に10年間を計画期間とする「ニセコ町空き家等対策計画」を策定しています。

これまで「しりべし空き家バンク」や「ニセコ不動産業協会」と連携協力のもと、空き家対策を講じてきましたが、今後も引き続き、空き家調査の実施、有効活用の検討、撤去指導の強化を進め、より効率的な空き家の適正管理に努めます。

水道事業では、昨年水道審議会にて検討いただいた水道料金について、現在の水道使用料では維持管理費用も賄っていない状況のため、水道使用料の用途別から口径別への変更など、水道料金の

改定を視野に準備を進め、持続可能な水道経営の確立に努めます。また、元町地区での水道使用量の増加に対応できるよう水道供給拡大のための調査設計を実施します。

下水道事業については、下水道区域の拡張等、人口増加に対応するため下水道計画区域の見直しを進め、下水道会計の自立化を図っていきます。

6 未来を見据えた行財政の基盤づくり

国が進める地方創生との連携のもと、本町の自治創生に取り組むとともに、町が保有する行政財産・資源の有効活用を図り、効率的で効果的な行財政運営に努めます。

(1) 自治創生の推進

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として平成27年度に策定した「ニセコ町自治創生総合戦略」に基づき、町民の皆様や関係機関との連携により、事業の実施や効果のフォローアップなど、自治創生の実践を進めます。

(2) 総合計画によるまちづくりと行財政運営

第5次ニセコ町総合計画については、人口減少社会に対応する「ニセコ町自治創生総合戦略」を計画の一部に位置づけ、計画の体系化を図っております。

限られた財源の中で効果的かつ効率的な公共の役割を、住民自治の視点から整理・再構築していくことが課題となっていることから、今後も引き続き、各種の事務事業の検証を行いながら、将来のまちづくりを展望した行財政運営を進めていきます。また、時代の流れに即応した組織のあり方を検討するとともに、職員の人事評価を実施し、町民に信頼される役場づくりに努めます。

さらに、自主財源の確保も極めて重要な課題であり、観光や環境に充当する新たな「目的税」について引き続き検討し、早期の制度化を図っていきます。特に本町の課題である観光客にとっても不可欠な地域内公共交通（ローカルスマート交通）の制度設計は、急を要する課題でもあり、これらの公共交通の安定的財源として充当できる観光目的税は本町のリゾートとしての価値を高める大きな可能性を秘めているものと考えております。今後、多くの意見をいただく中から具体的な制度としていく所存であり、ご協力をお願いいたします。

ふるさとづくり寄附制度については、「ふるさと住民票」の活用を図るとともに、事業の目的を明らかにして寄附を募ることができるよう新たな視点を加えた新制度のもとで運用を行います。

(3) 計画的な公共施設管理

各公共施設の維持管理などに関しては、「公共施設等総合管理計画」及び公営住宅や道路・橋梁、上下水道などの個別計画に基づき、計画的な維持修繕や解体、類似施設の統廃合、長寿命化、施設管理の見直し等、適切なマネジメントの実施に努めます。また、町が保有する資産については、売却や貸し付け等の有効活用を検討し、民間活力の導入による雇用の場の確保や町の安定的収入の確保策を講じていきます。また、「最小の経費がベスト」「受ければ良い」との発想から将来を見据えた「ライフサイクルコスト」を重視した発想への転換を図り、国の諸制度を最大限活用しつつ、将来を見据えた基盤整備を進めます。

(4) 広域行政の推進

広域行政の推進については、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険に関する事務が後志広域連

合で行われており、今後も引き続き広域事務を推進します。また、羊蹄山ろく消防組合や羊蹄山麓環境衛生組合の共通経費などの負担が毎年増加している現状から本町負担の軽減につながるよう対策を講じるとともに、地方交付税などに適正に反映されるよう国に制度改正の要請を行います。

以上、平成30年度の町政執行に関する基本的な方針を申し上げましたが、本年度も引き続き、これまでの基本姿勢である「公正、スピード、思いやり」の行動原則を柱に、次代を担う子どもたちへの投資、子育てしやすい環境の拡充を図り、1つとして資源の循環、2つ目としてエネルギーの循環、3つ目として地域経済の循環と、ニセコ町が将来にわたって自立していくための3つの循環による「子どもの笑顔が輝く元気なニセコ」づくりに努めてまいります。

終わりに、町議会並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願いを申し上げ、平成30年度の町政執行方針といたします。

なお、事業の詳細につきましては、次ページ以降に添付の「Ⅲ 政策分野別の事業詳細」をごらんいただきますようお願いを申し上げます。また、各会計予算につきましては、記載のとおりとなっております。

それでは、本年もどうぞよろしくをお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） これをもって平成30年度町政執行方針の説明を終わります。

この際、午後1時5分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時02分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 平成30年度教育行政執行方針

○議長（高橋 守君） 日程第6、平成30年度教育行政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） それでは、午前に続きよろしくお願いいいたします。

なお、教育行政執行方針の概要版もお手元にあるというふうに思いますので、ご活用願えれば幸いです。

それでは、資料のほうお開きいただきまして、平成30年第1回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、教育行政の執行方針について説明させていただきます。町議会議員並びに町民各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

人工知能の飛躍的進化やグローバル化の一層の進展など社会構造や生活環境が大きく変化する中、次代を担う子どもたちには、こうした社会の変化に主体的に向き合いながら、多様な人々との協働やさまざまな体験を通して、みずからの可能性を発揮し、未来を切り開く力を身につけていくことが求められています。

新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を学校と社会とが共有し、子どもたちに育成すべき資質・能力を明確にしながら、社会との連携・協働により「社会に開かれた教育課程」の実現を図っていくことが重要だと示されています。

本町におきましては、「ニセコ町教育振興基本計画」の後期計画として具体的な施策25項目を策定し、学校・家庭・地域・行政が密に連携を図る中、基本方向である「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「学びの気運を育む」を柱に、本町教育のさらなる充実・発展に取り組んでまいります。

その推進の重点として、町内全ての学校、幼児センターがコミュニティ・スクールとして、地域と連携・協働し、当事者意識を持って子どもたちの成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」の取り組みを充実します。

2点目として、ニセコならではの環境や資源を活用し、学校間の連続性あるニセコスタイルの教育の推進をいたします。特に、子どもたちの主体的な態度やコミュニケーション能力の向上を目指し、幼児センター及び各学校全体で英語教育の充実を図ります。

以下、平成30年度の主な施策について申し上げます。

大きな1として、豊かな心と健やかな体の育成。

(1) 子育て支援の推進

子育て支援は今後も社会全体として取り組む必要があることから、教育委員会では、幼児教育、学校教育、社会教育等の各般にわたり必要な支援、施策に取り組んでまいります。

少子化や核家族化の進行とともに、地域とのつながりを上手にとれないなど、子育てを取り巻く環境が変化し、孤独感・不安感の増大から親が負担感を抱いている家庭が増加しています。地域子育て支援センターでは、このような負担感を緩和できるよう、乳幼児と保護者の交流や子育てについての情報提供、保健師や栄養士による相談、助言などの取り組みを充実させ、子どもの健やかな育ちを支援していきます。また、一時保育や休日保育のほか、子育て支援に関する講習や親がリフレッシュできる講座を開催し、親子が気軽に集い、楽しく、安心して子育てができる場の提供を進めます。

(2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育及び保育は、遊びや生活を通して「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう人間性等」学びの基礎となる経験を育てます。この幼児教育と保育の両面を担う幼児センターでは、子どもにたくさんの学びや発達を促していけるよう、発達段階に応じて、運動機能や情緒的・知的な面、社会性などを育てていきます。また、ニセコならではの自然との触れ合いや、家庭、地域との連携を大切にしたいコミュニティ・スクールの取り組みを進め、教育及び保育の充実をめめます。

ニセコスタイルの一貫教育と連動した施策として、園児が英語に触れる機会を継続的に設けます。取り組みにおいては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を大切に、子どもの発達や小学校への接続など学びの連続性を踏まえ、子ども同士、教職員同士の交流を進めます。

(3) 人権・健康教育の推進

学齢期における子どもの豊かな心や人間性の育成に努めます。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会や人権、多様性を尊重し、他者を思いやる心を育てる取り組みを進めます。また、小中学校において順次教科となる道徳教育への対応を進めます。

健康教育においては、児童生徒の健やかな体を育てる教育環境の充実に努めます。学校保健体制の充実や栄養教諭による食育指導、運動部活動への支援などとともに、法令に基づく児童生徒の健康診断を行います。このほか、幼児センターにおけるフッ化物洗口など、歯・口腔の健康づくりの取り組みを継続します。

(4) 学校食の推進

学校給食全般について、地域の食料生産や食文化等に対する理解を深めるため、地場産品を活用した給食の提供に努めるとともに、施設や配送の衛生管理に留意するなど、安全で安心な給食運営に努めます。また、学校給食を通じて望ましい食習慣や生活習慣の定着、食の大切さに対する心を育てる食育指導を進めます。

給食費については、食材価格は値上がりの傾向ですが、保護者の負担軽減を考慮し、献立の工夫や生産者、納入事業者などとの連携を図り、本年度も第3子以降の免除制度や公費負担による値上げ抑制を引き続き行います。また、給食食材については、特に冬場における地元食材や地元産加工品などを取り入れた地産地消に引き続き取り組みます。

このほか、児童生徒数の増加に対応するため、設備等の計画的な充実に努めてまいります。

大きな2、生活習慣と社会性の育成。

(1) 家庭教育支援の推進

子どもの望ましい生活習慣の形成には、家庭の役割が最も重要であることから、PTA活動における家庭教育学級の実施などを通じて、家庭と学校との連携をより深め、生活習慣の確立に向けた啓発並びに支援の充実に努めてまいります。

(2) 社会参画・体験教育の推進

地域社会の構成者として子どもの社会性を養うため、まちづくり基本条例に基づく子ども議会活動のほか、学校を中心に体験学習などの取り組みを進めます。職場体験や現場実習による生き方教育、外部人材による特別授業などのほか、コミュニティ・スクールの取り組みと連携し、子どもの社会参画につながる学習機会の提供、学習支援に努めます。

大きな3として、確かな学力の育成。

(1) ニセコスタイルの一貫教育推進

9年間の一貫した教育方針や目標を設けていく小中一貫教育を中心に、幼児センターや各学校が連携した特色ある教育の実践に努めます。2年後の小学校での外国語活動必修化に向け、本年度から先行的に、小学校全学年で外国語活動の授業時数をふやすなどの取り組みを本格化します。この小学校での取り組みを中心に、外国語指導助手（ALT）等の人材活用のもと、幼児センター及び各学校全体で英語教育の充実を進めます。また、環境モデル都市としての環境教育を初め、地域の教育資源を生かしたふるさと学習「ニセコ学」の実践と体系化、ニセコスタンダード、これは学校内の学習規律あるいは生活規律を決めたものでありますが、それに基づく児童生徒への指導に取り

組みます。

このほか、小学校において本年度から「特別の教科 道徳」が導入されるなど、学習指導要領を踏まえ、適切かつ社会に開かれた教育課程の編成と実施に努めます。授業においては、チームティーチングや習熟度別指導、アクティブ・ラーニングなどの多様な指導方法に取り組みます。また、教育委員会に配置するスクールコーディネーターにより学校での指導方法などに係る支援を行い、「ニセコスタイルの教育」確立を進めます。

(2) 特別支援教育の推進

教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるため、学ぶ環境の向上と教職員の指導力向上を目指します。特別支援学級の適切な運営のほか、教育支援委員会における情報共有と指導への反映、保護者相談や周知啓発などを行うとともに、学校職員が一体となった組織的かつ効果的な指導に取り組みます。

また、特別支援講師の配置による通常学級での学習支援や「ことばとまなびの教室」への通級指導支援などを引き続き進めます。

大きな4として、学校経営の充実。

(1) コミュニティ・スクールの推進

学校教育においては、本町の自然環境や人材、まちづくりの取り組みなど豊富な教育資源を生かし、個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持つ子どもを育てる教育の充実に引き続き取り組みます。その根幹をなす取り組みとして、学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールについて、導入2年目の活動を展開します。

具体的な取り組みとして、コミュニティ・スクール委員会が昨年度まとめた活動計画「ニセコ・アクションプラン」の実践、委員会活動を通じた学校経営や教育内容への効果的な反映のほか、学校評価による学校運営改善などを進めます。また、各学校においても、保護者やコミュニティ・スクール委員などとの連携をより充実するほか、「学校だより」、学校ブログ、ラジオニセコなどを通じ、情報発信、授業公開や地域と連携した学校行事運営を進めます。

(2) ニセコ高校の振興

ニセコ高等学校では、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、町立高校として地域との密接な連携のもと、生徒や保護者、町民から信頼され、地域の未来を担い貢献する人材育成、学校づくりに取り組みます。

この教育理念により、緑地観光科として魅力ある教育課程の編成と実施を基本に、町内外の事業者や大学、海外協定先（マレーシアYTLホテルズ）などとの連携を一層図るなど、教育内容の魅力を高める取り組みを進めます。また、農業クラブや校内プロジェクトなど、生徒の主体的な活動を引き続き奨励します。

本町の大きな課題である学校の将来的な振興、発展について、中学校との連携や中学生への学校の魅力アピール、学校施設や寄宿舎の環境整備などの生徒募集に直結する具体策を講じつつ、高校教育のあり方や学校振興の方向性、戦略については、全町的な取り組みの視点から対策に当たってまいります。

(3) 生徒指導支援の推進

いじめや不登校などの児童生徒を取り巻く諸問題に対応するため、スクールカウンセラーなどの外部人材やスクールコーディネーターの活用により、外部機関とも連携の上、教育相談や生徒指導に係る学校の取り組みを支援します。

また、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめの早期発見と対応、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を中心とした「いじめを生まない教育土壌づくり」に努めます。このほか、携帯電話やインターネット上のトラブルや犯罪から児童生徒を守る取り組みを継続します。

大きな5として、教職員の資質能力の向上。

教職員は、児童生徒への教育、指導はもとより、本町が目指す教育の姿の実現に向けた取り組みの推進を担う立場でもあることから、教育公務員としての適切な服務管理のもと、一人一人の資質や能力が向上し、本町の教育振興に資するものとなるよう努めます。

このため、教職員による自主的な研究、研修への支援を続けながら、幼児センターや各学校の職員がともに研さんする機会の提供や支援を行います。これらにより、授業の質の向上や児童生徒への指導の充実につなげながら、コミュニティ・スクールなど町全体での取り組みへ主体的に参画する職員の育成を進めます。また、本年度後志において開催される全道へき地複式教育研究大会を通じ、複式教育の振興にも努めます。

大きな6、教育環境の充実。

(1) 学校危機管理体制の確立

児童生徒の学校内外での安全・安心を確保するため、自らの安全は自ら守ることを基本に、学校、家庭、地域や関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災等の安全確保に係る教育を進めます。交通安全教室や通学路点検などの交通安全指導のほか、不審者対策として「子ども110番の家」防犯訓練などを行います。また、学校における事故や災害に備え、対応マニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより、危機管理体制の確立に努めます。

スクールバスの運行は、児童生徒数や郊外居住者の増加などにより、経路や車両の調整が複雑化、困難化する傾向にありますが、安全を第一にした運行に努めます。本年度は、登校便の一部で運行経路を大幅に見直すほか、中学校部活動時間の短縮化等に合わせ、全路線で下校最終便の運行時刻を繰り上げます。

(2) 学校教育施設の充実

児童生徒が安心して学べる環境の維持、また、児童生徒数増加への対応のため、学校施設や設備の適切な管理、整備に取り組みます。

ニセコ高校の屋内体育館について、昨年度行った実施設計をもとに、国の交付金や地方債を財源に活用し、災害時避難場所など外部利用を想定した機能向上を含む耐震改修工事を本年度実施します。寄宿舎についても、老朽化対策として屋根の板金塗装工事を行います。また、近藤小学校の屋内体育館について、老朽化に伴う改修工事に向けた実施設計を行います。このほか、各学校施設の修繕や教職員住宅の計画的な営繕を進めます。

備品類の整備では、ニセコ小学校において児童の成長に合わせ机と椅子を補充するほか、近藤小

学校において1輪車やクロスカントリースキー用具を補充するなど、各学校において必要とされる教材等の整備を進めます。

(3) 教育委員会運営の充実

合議制とレイマンコントロールの仕組みを基本とする教育委員会の運営について、持続的安定性の確保と活動内容の充実に努めます。昨年度策定した教育振興基本計画後期施策について、本年度からの一体的な展開を図ります。

また、子どもの人数増加への対応など町独自の課題を初め、各般にわたり教育を取り巻く課題がふえています。教育委員による学校・教育施設への訪問や教育行事への参加、教育委員会議における審議や教育委員研修などを通じ、教育委員会として諸課題への着実な対応及び対応能力の向上に努めてまいります。

大きな7、生涯学習・スポーツの充実。

(1) 生涯学習機会の創造

第6期社会教育中期計画に基づき、町と教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関・団体などの連携を強化し、各種社会教育施策に取り組みます。子育て支援体制の充実、多文化交流機会の充実、地域を知る機会の充実及び高齢者の健康の4項目を柱として、生涯学習やスポーツ、文化や芸術、多文化共生のそれぞれの事業を引き続き推進してまいります。

子育て支援では、子どもの安全・安心な活動拠点として、引き続き「ニセコこども館」にて、学童保育事業と連携しながら放課後子ども教室を実施します。学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取り組みにより、子どもの社会性や自主性、創造性を育みます。また、小学校4年生を対象にみずから学ぶ心を養うことを目的として、ヘリコプター体験搭乗による郷土学習を継続します。

高齢者の生きがい、仲間づくりを推進するとともに、幅広い交流を通し明るく楽しい社会生活を送ることができるよう、「寿大学」を引き続き実施します。学習会では、社会福祉協議会や役場保健師との連携により、健康づくりを一つの柱と捉え交流機会を提供するとともに、趣味や教養の幅を広げ、充実した生活の一助となるよう魅力ある活動を進めます。

このほか、北海道日本ハムファイターズやプロスポーツクラブ等との連携によるスポーツ教室の開催、文化まつりでの舞台発表及び作品展示、児童生徒の作品展など、一層の学習機会の提供や学習成果活用場の充実を図ります。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に貢献することから、本年度もニセコの自然や人材などの教育資源を生かしたスポーツ活動の充実に取り組みます。

子どもが、スキーやスノーボードなどウインタースポーツへ積極的な取り組みができる「スキーのまちニセコ」ならではの環境整備と支援を図るため、スキーリフト券助成事業を町内スキー場の協力を得ながら継続します。また、幼児用スキーの貸し出し事業や全町児童生徒スキー大会の開催、初めてのスキー教室や夜間スキー・スノーボード講習会を行います。このほか、小学1年生の水泳教室、ラジオ体操会を継続します。

町民の健康増進と親睦を目的に、運動公園開幕スポーツ大会を初め、ふれあい町民運動会などの大会を継続して開催するほか、スポーツ競技振興のため町長杯スポーツ大会の開催を支援してまいります。このほか、ニセコマラソンフェスティバルについて、本年度も安全面の確保や運営面の工夫を図りながら、実行委員会による運営を支援します。

町の少年スポーツ、健康スポーツ、競技スポーツの各分野で中心的な役割を担う体育協会は、地域に密着したスポーツ活動を展開してきました。体育協会に所属する競技団体の運営や、スポーツ少年団への支援を継続します。

町として現在取り組みを進めている冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動への協力を通して、子どもたちの夢や希望を持つ心を育むとともに、オリンピックレガシーとして町の発展につながる活動に取り組みます。

(3) 生涯学習・スポーツ施設の充実

各施設が所管する整備等の構想に基づき、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設の整備に順次取り組みます。本年度は、スポーツ施設において、町営プール屋根シートの全面張りかえを行います。

また、有島記念公園や町のめん羊牧野を含む有島記念館周辺の良い環境の維持や活用について、有島記念公園基本構想に基づき引き続き検討を進めてまいります。

大きな8、文化・芸術の振興。

(1) 文化伝承・体験機会の創造

文化・芸術は心豊かな社会形成に貢献することから、関係団体や行政が役割を分担し、連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサートの開催など文化芸術施策を展開していきます。子ども向けの施策では、小中高校生を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催し、子どもたちの豊かな創造力や思考力などを養います。また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術に触れる機会の確保に努めます。

このほか、埋蔵文化財など文化財の保護や伝承、有島記念館の郷土資料館としての機能充実などに引き続き取り組んでまいります。

(2) 読書活動の推進

昨年度策定の第2次子どもの読書活動推進計画に基づき、活動拠点である「あそぶっく」を中心として、日常的に楽しく、身近に読書ができる環境づくりを進めます。この中では、指定管理者と連携し、町民の「あそぶっく」利用の一層の促進、施設運営に関する必要な支援に取り組みます。

学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、「あそぶっく」の利用をさらに進めるとともに、各学校での一斉読書や読み聞かせ活動、学校図書の有効利用を図ってまいります。学校図書室支援員の継続配置による学校図書室の環境整備や有効活用、選書充実に取り組むほか、学校図書担当者や関係者による協議など、「あそぶっく」、学校、教育委員会が連携し、町全体での読書環境充実と読書習慣定着を図ります。

(3) 有島記念館の充実

有島記念館は、大正期を代表する有島武郎の文学、農場解放の軌跡などを紹介する施設であり、

さまざまな企画展を開催するなど、文学、郷土史、美術などを扱う町唯一の博物館です。また、音楽や講座などの普及事業も積極的に開催し、町の文化センター的役割も果たしています。こうしたことから、有島記念館の来館者数は増加傾向にありますが、館が顕彰する有島武郎の社会的認知度は依然として低い状況です。

有島武郎の認知度を高め、広く紹介し、さらに後世へ語り継がれるよう、作家や本町を紹介するパネルを作成し、首都圏や有島ゆかりの地などでパネル展を開催します。また、ニセコ町を含む北海道の豊かな風土の魅力を張り絵手法で描いてきた作家藤倉英幸氏からの受贈作品を活用し、美術鑑賞の企画を発展的に行います。これにより、近年進めている美術館的機能のさらなる充実を図り、外国人を含めた来館者の一層の増加に努めます。

大きな9として、多文化共生の推進。

本町は、近年人口が微増傾向にあり、国内外から移住する人も多くいます。教育振興基本計画に掲げる多文化共生の社会づくりには、文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解、尊重し、助け合って生活していくことが必要です。そのため、こうした観点から、町民誰もが参加、交流できる文化・スポーツ等の事業を実施、支援してまいります。

国際理解、多文化理解の視点では、放課後子ども教室での国際交流員による読み聞かせや遊び、寿大学での国紹介など、幅広い年代を対象に多文化に触れる機会を提供します。また、町の国際交流推進協議会が行う英会話教室や文化イベント等の事業との連携のほか、北海道インターナショナルスクールニセコ校児童との触れ合いなど交流の場の企画に努めます。

多様な交流機会確保の視点では、子どもたちが異なる町の文化やコミュニケーションに触れることで、視野を広げ、新しい発見と学びきっかけとなる機会を引き続き提供します。本年度は滋賀県高島市への「少年洋上セミナー」を実施するとともに、鹿児島県薩摩川内市の児童生徒受け入れなどの交流事業を実施します。また、滋賀県高島市マキノ地区との町民による交流への支援などを行います。

以上、平成30年度の教育行政執行に関する方針を述べましたが、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育を取り巻く諸課題へ積極対処していく所存です。本年度も教育行政の推進に特段のご理解とご支援をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって平成30年度教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第7 請願第1号

○議長（高橋 守君） 日程第7、請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を国に提出することを求める請願の件については、会議規則第91条の規定に基づき総務常任委員会に付託します。

◎日程第8 承認第1号から日程第9 承認第2号

○議長（高橋 守君） 日程第8、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度ニ

セコ町一般会計補正予算)の件から日程第9、承認第2号 専決処分した事件の承認について(平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)の件までの2件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) よろしくお願ひいたします。それでは、日程第8、承認第1号 専決処分した事件の承認について説明をいたします。

横長の専決処分の議案をごらんいただきたいというふうに思います。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページには、平成30年2月6日付での専決処分書をつけております。

5ページをお開きください。平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ285万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,126万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月6日、ニセコ町長、片山健也。

6ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が6ページに、歳出を7ページに載せてございます。

続きまして、8ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。9ページ、歳出をごらんください。歳出合計欄、今回の補正額285万円の財源については、全て一般財源となっております。

先に歳出よりご説明をいたします。11ページをお開きください。歳出、11ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金では、簡易水道事業特別会計繰出金285万円の計上でございます。詳細は、簡易水道事業特別会計でご説明をいたします。

次に、10ページ、歳入でございます。19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため前年度繰越金を285万円増額補正するものでございます。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、承認第2号 専決処分した事件の承認について説明をいたします。

議案の13ページとなります。承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

15ページは、平成30年2月6日付での専決処分書をつけてございます。

17ページをお開きください。平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ285万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,119万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月6日、ニセコ町長、片山健也。

18ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が18ページに、歳出を19ページに載せてございます。

続きまして、20ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。21ページ、歳出をごらんください。今回の補正額285万円の財源については、全て一般財源となっております。

先に歳出よりご説明をいたします。23ページをお開きください。歳出、23ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等では、時間外勤務手当16万円の計上です。昨年12月以降の漏水対策、停電復旧対応などにより時間外での緊急作業が発生しており、今後の対応も見込んだ計上となっております。

続きまして、24ページになります。2款管理費、1項維持管理費、1目維持管理費、15節工事請負費では、水道施設維持補修工事269万円の計上でございます。本年2月6日に曾我地区で発生しました送水管破裂事故に対応する予算及びこの冬の大雪や寒さから今後の事故対応も一定程度想定した工事費を計上してございます。

25ページ、26ページの給与費明細書については、後ほどごらんください。

次に、22ページの歳入でございます。22ページ、歳入、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金では、歳入歳出均衡を図るため一般会計繰入金を285万円増額補正するものでございます。

承認第2号に関する提案理由の説明は以上でございます。

なお、専決処分にかかわる本補正予算の各会計総括表及び歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料のナンバー1のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成29年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略いたします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成29年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について(平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について(平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

◎日程第10 議案第1号から日程第15 議案第6号

○議長(高橋 守君) 日程第10、議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件から日程第15、議案第6号 ニセコ町道路線の認定について(望羊団地通)の件まで6件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第10、議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についてでございます。議案の4ページをお開きください。議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、虻田郡ニセコ町字元町、氏名、萬谷政博。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

本案におきましては、教育委員会委員を務められておりました松田勝美さんが昨年9月30日の任期満了をもって退任された後、空席となっておりましたが、新たに萬谷政博さんを教育委員に任命することについて議会に同意を求めますのでございます。

萬谷さんの略歴等については、5ページに掲載してございます。萬谷さんは、人格が高潔でござ

いまして、これまで教育分野の各委員を務められて、まちづくり全般においても精通しており、地域活動にも積極的に参加をしております。さらに、教育関係においては、幼児センター、小学校でのPTA役員も歴任され、子どもとの触れ合いも多く、教育文化に関し識見を有しておることから、今回新たに教育委員会委員として同意を求めるものでございます。

議案第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第11、議案第2号 後志広域連合規約の一部を変更することの協議について説明をいたします。

議案の8ページでございます。議案第2号 後志広域連合規約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係町村との協議に基づき、別紙のとおり後志広域連合規約の一部を変更したいので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。初めに、提案理由でございます。読み上げます。提案理由、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行することに伴い、国民健康保険事業の都道府県単位化が始まることにより、後志広域連合から北海道に国民健康保険事業費納付金を納付することにより保険給付費等に係る財源は北海道から全額交付されることから、関係町村の経費の負担内容について規約の文言を一部変更することについて協議するため、本規約を提出するものでございます。

改正の内容について新旧対照表にて説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをお開き願いたいというふうに思います。新旧対照表1ページです。左が現行で、右が改正後の案となります。別表2、(2)、①中「保険給付」を「国民健康保険事業費納付金等」に、「国庫負担金、国庫補助金」を「道補助金」に改めます。

議案9ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、平成30年4月1日から施行いたします。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第3号から日程第15、議案第6号までニセコ町道路線の認定について説明をいたします。

まず、議案の10ページをお開きください。議案第3号 ニセコ町道路線の認定について（本通団地一号線）。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定する路線、認定番号261、路線名、本通団地一号線、起点、ニセコ町字本通148番1地先、終点、ニセコ町字本通174番1地先。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにつきましては、別冊でニセコ町議会定例会説明資料という資料がございますので、こちらの1ページをごらんいただきたいというふうに思います。図面で場所の確認を願いたいというふ

うに思います。ただいま説明をいたしました認定番号261につきましては、前田商店の信号のところから真狩川に下がったところの本通団地からの一号線ということで、路線延長が304.81メートルでございます。この後の説明についてもこの路線図で確認をいただきたいというふうに思います。

続きまして、議案の12ページをお開きください。議案第4号 ニセコ町道路線の認定について（本通団地二号線）。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定する路線、認定番号262、路線名、本通団地二号線、起点、ニセコ町字本通147番1地先、終点、ニセコ町字本通174番1地先。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちら資料1の1ページ、先ほどの認定番号261の南側、図面では下側になります。認定番号262で本通団地二号線で、路線延長が218.23メートルとなります。

続きまして、議案の14ページをお開きください。議案第5号 ニセコ町道路線の認定について（綺羅団地通）。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定する路線、認定番号263、路線名、綺羅団地通、起点、ニセコ町字本通229番2地先、終点、ニセコ町字本通244番2地先。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにつきましても先ほど説明をいたしました本通団地の一号線、二号線の南側、図面では下側になりますが、綺羅団地通の路線延長200.56メートルでございます。

続きまして、議案の16ページをお開きください。議案第6号 ニセコ町道路線の認定について（望羊団地通）。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定する路線、認定番号264、路線名、望羊団地通、起点、ニセコ町字有島3番53地先、終点、ニセコ町字有島3番53地先。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちら図面でご確認願います。有島地区の望羊団地の路線延長197.05メートルでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） この方は、幾つか公職をお持ちなのですが、例えば6ページのニセコ町教育委員会外部評価委員、教育委員会を評価する委員であると。それが今回教育委員会に入るわけで

す。その他の役職なんかも教育委員になることによる整合性とかそういうのは、ちょっととれていないような感じがするのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 現在も委員として教育委員会関係の役職を持っておりますが、この中で3月いっぱいをもって任期が来るものと継続しているものがございますが、教育委員会委員として任命された段階で重複できない役職がございますので、その部分については辞職していただいて、次の方にまた引き継いでいただくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 社会教育委員は辞職するということだと思っておりますが、その他の例えばこの教育委員会の外部評価委員、これなんかはちょっと不適切ではないかと思うのですけれども、そういったものも任期まで待つというのではなくて、申しわけないのですけれども、やっぱりきれいにしたほうがいいのではないかと思うのですが、その他の例えば学校運営協議会委員なんかも教育委員会が任命するわけです。そういう部分もきちんとしたほうがいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） ご指摘のとおり、外部評価委員等については、教育委員会委員として任命された段階で辞職していただくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 後志広域連合規約の一部を変更することの協議についての質疑に入りま

す。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 後志広域連合規約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 ニセコ町道路線の認定について(本通団地一号線)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

竹内議員。

○5番(竹内正貴君) 単純な質問になろうかと思うのですが、教えてください。この路線、後ろの議案第6号まで共通することなのですが、なぜ今になって町道認定をするのか。団地造成した時点で認定をしないできたわけなどありましたら教えていただきたいのと、この関係についてほかにはこういうような路線はないのかも確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(高橋 守君) 高瀬課長。

○建設課長(高瀬達矢君) 今の竹内議員のご質問にお答えしたいと思います。

なぜ今ということだと思いますが、1点目ですけれども、この道路、議案3号からあるのですけれども、それぞれ平成4年、平成13年、平成云々において団地を整備する際にそちらのほうの補助金を使って、もともと道路のなかったところに団地内道路として整備したという経過でございます。それで、今まで約20年近くとか10年以上置いてあったのですけれども、補助金の適化法とかがございまして、道路を整備した際にすぐ町道に認定するということは、目的外というか、町道としてではなく団地内の道路として整備しているのです、そういう制約を受けていたということでございます。今回一定の年数が経過して、先方の補助金をいただいたところにも事務的に確認したところ、町道に認定しても構わないというようなご返答ございまして今回に至っております。

それと、今回新年度予算で道路の維持補修の計画の策定費をわずかでございますけれども、予算

化しております。これにつきましては、公共施設の総合管理計画というのを総務課のほうで数年前につくっているかと思いますが、その個別計画として計画を練ると、簡単な舗装道路の補修とか側溝とかそういう小さい部分も公共施設の適正管理推進事業債というのがありまして、90%の充当率で、50%の交付税措置率と。この個別計画に町道としてのせると、この団地内の舗装道路も有利な財源確保を図って修繕できるという見込みであることから、今回思い切って町道を全てつけて、町道として今後維持管理していきたいということでございます。

それから、もう一点、ほかにないかということでございますけれども、私の所管している中では、団地内での道路については私の今承知している中ではございません。ただ、教員住宅とかそういう小さなところ、わずかな距離で進入路的なものはございますので、その辺はもう少し検討してみたいなというふうには思っていますけれども、団地内の道路等はございません。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 実は、なぜそこを聞いたかということ、望羊団地の裏のほうに新しく教員住宅が建ったと思うのです。先生方のあそこに入っていくところが路線としてどうなっているかというのを確認したかったのと、それからもう一点がここで聞くべきかどうかはちょっと私も悩むところなのですが、後段のほうで除雪費の補正が入ってくると思うのです。そのときに今のこの団地の中は町道認定されていないということは、町道として除雪管理はされていなかったということになるのかと私は思うのです。そしたら、その中において今のこの除雪費用はどう運営管理していたかということも、ここで聞くべきことではないのであれば補正のときに聞かせてもらおうかと思うのですが、議長、どっちがいいですか。

○議長（高橋 守君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 先ほど言った望羊団地裏の教員住宅、あれは町道とか私が管理している道路でなくて、教育委員会で所管している道路かなというふうに思っております。そういう意味で私のほうで云々と、もしかしたら補助金なんかも入っているかもしれないので、慎重な対応が必要かなというふうに思っています。

それから、今まで団地内の道路除雪費、土木費の私のほうで所管してございます。それで、国のほうから補助金を若干いただいているのは、1級、2級の幹線道路の延長のみということで、この道路についてはもともとその他の道路と。1、2、3級とあるのですけれども、その他の道路についてはうちもたくさん延長を持っておるのですが、国交省からいただいている除雪費の交付金というのですか、これには入れても入れなくても算定されないということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） ご質問の中にありましたほかの部分についての町道認定はどうかというお話については、それぞれ教員住宅等所管が違う部分があるのですけれども、いい機会ですので、補助金等の状況の中で今後町道認定が可能なかどうかは少し調べてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 ニセコ町道路線の認定について（本通団地一号線）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号 ニセコ町道路線の認定について（本通団地二号線）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 ニセコ町道路線の認定について（本通団地二号線）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号 ニセコ町道路線の認定について（綺羅団地通）の質疑に入ります。質疑あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 ニセコ町道路線の認定について(綺羅団地通)の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号 ニセコ町道路線の認定について(望羊団地通)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号 ニセコ町道路線の認定について(望羊団地通)の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第7号から日程第29 議案第20号

○議長（高橋 守君） 日程第16、議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件から日程第29、議案第20号 平成30年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件までの14件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第16、議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例でございます。

議案の18ページをお開きください。議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例。

非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

19ページの下段をごらんください。提案理由でございます。読み上げます。提案理由、農地利用最適化推進交付金運用に伴う農業委員実績による報酬の支給方法を明確にするため、所要の改正を行う必要があり、本条例を提出するものでございます。

今回の改正内容につきましては、別冊の新旧対照表の2ページ、それと別冊の説明資料の2ページ、こちらをごらんいただきたいというふうに思います。説明については、別冊の説明資料の2ページ、資料2についてご説明をいたします。まず、改正内容でございますが、本条例の改正は農地利用最適化交付金の交付実績に伴い支給基準等を見直し、別に定めることができるよう変更するものでございます。

次に、改正条例の個別条項の改正内容ですが、新旧対照表では2ページになります。第2条の3、農業委員の報酬のうち、農業委員会で農地委員として指名された委員が農地調整業務等にかかわる場合に限り、年額報酬とは別に活動に応じて日額報酬を支給する。ただし、この場合において、第2条第2項の規定にかかわらず、別表1の額を支給をする。この条文につきましてをただし書き中、「ただし、支給基準及び支給方法については、町長が別に定める」に改めます。

これにつきましてのこれまでの経過でございますが、黒い四角のぼちの3つ目になります。これまでの経過でございますが、ニセコ町としては活動実績に基づく交付金を受けるため、国の方針として条例による制定が望ましいとの指導から、6月定例議会において条例改正を行ったところでありますが、道内自治体で交付金支給に関して条例制定がなじまないなどの意見があり、北海道と北海道農業会議が国との調整を図り、新たな運用方針が昨年10月に示されたところあります。道内自治体で運用が異なり、最終的な方向性を近隣町村と調整を行ったところでございます。

状況といたしましては、ニセコ町としては現行1日7,000円の日額報酬を支払い、日の活動により支給となりますが、国の方針では6,000円の交付金を満額支給させるために委員の活動時間が8時間に満たないと交付しないという説明があり、ニセコ町としても1日7,000円を活動日数に応じて支出すると交付金との間に相当な乖離を生じさせることとなります。現在国の方針への調整及び予算内

示による調整が必要となるため、支給はしていない状況です。

対応といたしましては、国の支給方針に従い、改めて本条例の改正を行い、詳細な支給基準及び支給方法については別途定めることといたしました。

以上、ご説明いたしました但、本条例の一部改正につきましてはわかりづらい点もあるため、12日の議員協議会で再度ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

議案の19ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成29年7月20日から適用いたします。

この条例に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第8号 国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の20ページをごらんいただきたいと思います。議案第8号 国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例。

国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

21ページの下段をごらんいただきたいというふうに思います。提案理由でございます。読み上げます。提案理由、平成30年度から国民健康保険事業が都道府県化され、運営を北海道と後志広域連合とニセコ町の共同運営体制により担う共同保険者となることに伴う条例の見直しにより文言整理を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。

改正の内容について新旧対照表の3ページをごらんください。新旧対照表3ページです。設置の目的で、第1条中「後志広域連合が運営する」を削ります。

続きまして、議案の21ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

この条例に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第8号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例でございます。

議案22ページをごらんいただきたいと思います。議案第9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例。

ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

23ページの下段のほうをごらんいただきたいというふうに思います。提案理由でございます。読み上げます。提案理由、本条例についてより有意義な内容へ改正するに当たり、寄附金を活用でき

る事業の拡大、基金の処分にかかわる規定の追加及び寄附金の指定等にかかわる文言の整理を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の4ページと別冊の説明資料の3ページをごらんください。別冊の説明資料の資料3、3ページでご説明をいたします。少し長くなります。まず、改正概要でございます。この条例は、ニセコ町まちづくり基本条例第13条及び第50条の規定に基づき、寄附金を財源として寄附者の社会的投資を具体化することにより、多様な人々の参加による個性あるふるさとづくりに資することを目的に平成16年より開始しております。昨今のふるさと納税制度により返礼品による寄附金集めが主流となっておりますが、ニセコ町に思いのある方々とのつながりをより大切にしつつ、一方で地域の活性化や町のさまざまな課題解決につなげるための財源確保の機会の拡大という側面もあり、寄附金を活用できる事業を拡大することによって、より寄附者の思いを反映しやすくなるだけでなく、町民にとっても有意義なもの実感できる寄附金となることなどから、ニセコらしいふるさと納税導入に向けて条例の改正の提案を行います。

改正条例の個別条項の改正内容ですが、新旧対照表では4ページというふうになります。まず、活用事業の拡大といたしまして、第2条第4号中「特別展」を削り、第5号の次に次の5号を加えます。6号では、教育、スポーツの振興及び子育て環境整備に関する事業、7号では住民福祉及び生活環境整備に関する事業、8号ではNPO及びボランティア組織の活動に関する事業、9号では産業振興に関する事業、10号ではその他まちづくりに関する事業及び町長が特に指定する事業としてでございます。この10号中、町長が特に指定する事業とは、クラウドファンディングのように個別具体的に事業を指定して寄附を募るほうがより効果的である場合や、ニセコ町が築き上げてきた多くのネットワークの中で個別具体的に事業や使途を指定した寄附をいただくことも想定されるため、このようなことに即座に対応することを可能にするために追加をしてございます。

次に、文言の整理といたしましては、第4条第2項中「前項に規定する事業の指定がない寄付金については、まちづくりの課題に応じて、」を「前項に規定する指定がない寄付金については、まちづくりの課題に応じて」に改めます。

次に、返礼品等の寄附金充当では、第9号中「規定する事業」の次に「、寄附者への返礼及び寄付金收受」を加えます。

次に、運用方針でございますが、寄附金をより多く集める手法の一つが返礼品であります。ニセコ町の場合は返礼品合戦に参戦するのではなく、あくまでもニセコ町に思いがある方から寄附を募りたいと思います。そのための手段として、以下のとおり運用していきたいと考えます。

①といたしまして、事業の細分化、具体化などにより、より寄附者の意向が反映されやすくする。

②といたしまして、ふるさと住民票によるつながりの醸成。ふるさと住民票とは、政策シンクタンクであります一般社団法人構想日本が提唱している交流人口増のための政策の一つです。構想日本の協力のもと、複数の自治体が共通デザインのふるさと住民カードを活用することで波及効果やマスコミの協力も得やすくなります。ふるさとニセコ町への愛着心を可視化し、継続的な町からの情報提供や特典付与など、寄附など単発で終わることのないつながりを持つことでまちづくりへの参加の機会や定住、来訪者の増加へつなげていくことが可能となります。また、比較的新しい取り

組みであるため、実施に当たっては話題性もあり、寄附金にも効果があると思われます。対象は、寄附者のほかにも東京ニセコ会などのニセコ町出身者で故郷への思いの強い方々を対象にすることができます。

③といたしまして、返礼品の拡充です。華美な返礼品合戦にのるだけではなく、ニセコらしい返礼品によりお礼の意をあらわすとともに、地域活性化に資するものといえます。ニセコの特徴とも言えるのが充実した体験メニューや温泉、宿泊施設であり、夏季期間限定クーポンなどにより観光入り込みの季節間格差の解消と人がニセコへ動くことでさらなる消費拡大効果も狙います。

④といたしまして、事業のアウトソーシングです。事業の安定的な運用のためには、アウトソーシングが必要であります。しかし、近隣自治体などの多くが委託している事業者は、大都市圏の事業者であり、送料やさまざまな手数料を含めると寄附金の約3割が町外へ流出する事例もあるため、可能な限り町内での対応を検討いたします。

スケジュールといたしましては、今後7月に新たな寄附金のスタート、それ以降準備ができ次第ふるさと住民票の配付を進めていきたいと考えてございます。

それでは、議案の23ページにお戻りください。23ページ、附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

なお、23ページの下段にニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等についての状況を記載してございます。内容について公表、意見の受け付けを行い、意見については特にございませんでした。

議案第9号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第10号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の24ページをお開きください。議案第10号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

25ページをごらんください。下段、提案理由でございます。読み上げます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴う後期高齢者医療制度加入時における住所地特例の取り扱いの改正により関係条例の改正を行う必要があることから、本条例を提出するものでございます。

改正内容につきまして新旧対照表の5ページと別冊の補足資料の5ページ、資料4をごらんください。補足資料の5ページでございます。上段の提案理由は、先ほどの提案理由と重なりますので、省略させていただきます。

改正概要でございますが、国民健康保険、後期高齢者医療制度の資格の適用は、住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所して住所が移った者については、住所地特例を設けて前

住所地の被保険者としております。しかしながら、現行制度においては、住所地特例者が75歳到達等により国保から後期に加入する場合、後期の住所地特例が適用されないため、施設所在地の後期広域連合が保険者となっております。この取り扱いについて現に国保の住所地特例を受けている被保険者が後期広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する後期広域連合が保険者となるよう見直されます。今回の法改正は、平成30年度以降新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から適用されます。

改正条項の個別条項の改正内容でございますが、新旧対照表では5ページから6ページになります。第3条第1項に新設されます高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2に関する規定を加えております。

また、条文整理により附則第2条を削り、それに伴い第3条を第2条に繰り上げてございます。

議案の25ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないとしております。

議案第10号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第20、議案第11号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例でございます。

議案の26ページをごらんいただきたいと思っております。議案第11号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例。

ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

27ページをごらんください。初めに、提案理由についてご説明をいたします。読み上げます。本条例の適用期間を2年間延長するに当たり、固定資産税の減免の額及び期間にかかわる規定の変更、減免の取り消しにかかわる文言の整理及び相続等による承継規定の削除を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。

改正の内容につきまして新旧対照表では7ページ、説明資料では6ページの資料5をお開きください。別冊資料の資料5、6ページでご説明をいたします。まずは、改正概要でございますが、ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例は、賃貸を目的に町内で集合住宅を建設する事業者、法人及び個人に対し、固定資産税を免除及び減免し、住宅不足の解消、人口増及び定住化を図るために施行しております。当該条例の施行により民間集合住宅の建設が促進され、喫緊の課題であります住宅不足の解消に一定の効果がありました。今回この条例が平成30年3月31日をもって失効いたします。ただ、地域の経済対策として策定をいたしました自治創生総合戦略において平成31年度までに住宅戸数を250戸程度ふやす目標を掲げております。当該条例の該当となる住宅は、現在までに73戸で、今年度の予定を含めて約200戸程度の見込みであり、250戸の目標には至ってございません。このため当該条例の条件を変更するとともに、なお適用を2年間延長する改正となっております。

す。これまでの条例改正の経過といたしましては、平成22年12月30日に条例を制定、平成25年3月14日に適用期間の延長を3年間してございます。平成26年9月22日には内容改正、そして平成27年12月17日には適用期間2年間延長してございます。

次に、改正条例の個別条項の改正内容でございますが、新旧対照表では7ページから8ページになります。第7条第1項の規定を平成32年3月31日までに建設等を行い、町の不動産登記簿に登録された民間集合住宅に対して固定資産税を減免する規定に改めます。

第7条第1項中「毎年度の」の文言を削除します。

第8条第2号の規定に「固定資産税の減免対象とした民活集合住宅に供する部分に」を追加いたします。

第10条の条項を削除し、第11条及び第12条をそれぞれ1条ずつ繰り上げ、附則第2項及び附則第3項を削除いたします。

6ページが一番下の表でございますが、改正前の条例では建設対象年度が平成30年3月31日まで建設済みで、固定資産の免除、減免内容といたしましては、初年度から3年目が全額免除、これは国制度との併用になります。4年目から6年目が半額免除、これも国制度との併用になります。7年目から10年目は、3割免除でございますが、改正後の条例では建設対象年度を平成30年4月1日から平成32年3月31日まで建設済みへ改めます。固定資産の免除関係ですが、初年度のみ全額免除、これは国制度との併用となります。2年から7年目は国の減免制度のみという形での改正でございます。

次のページ、7ページには本条例の適用の概要ということで、平成24年度から平成29年度までの適用した概要について記載をしております。これまで23件182戸で該当してございます。

それでは、議案の27ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、施行期日として第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行します。

経過措置として2項では、この条例の施行の際、現に改正前のニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例第7条第1項及び第10条の規定により固定資産税の減免及び承継の適用を受けた者については、改正前の条例第7条第1項及び第10条の規定は、なおその効力を有するとしております。

27ページ、下段にニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等について状況を記載してございます。内容について公表、意見の受け付けを行い、特に意見についてはございませんでした。

議案第11号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第21、議案第12号 ニセコヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。

議案の28ページをごらんいただきたいと思います。議案第12号 ニセコヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

ニセコヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにつきましても29ページの下段のほうに提案理由を記載してございますので、読み上げま

す。ニセコヘリポートの利用回数は、当初計画を大幅に下回っている状況であり、また施設の老朽化により進入防止フェンスや管理棟などの維持管理に要する経費が増大することが見込まれ、公共ヘリポートとしての存続は困難と判断したため、本条例を提出するものでございます。

こちらにつきましては、29ページの上段の改正条文につきましては、ニセコヘリポートの設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附則として、この条例は、平成30年7月1日から施行するという廃止をする条例でございます。

次に、今後の管理、手続等について説明いたしますので、別冊の説明資料の8ページ、資料6をごらんください。改正概要でございますが、ニセコヘリポートは、平成3年12月に供用を開始し、平成29年度で26年を迎えます。当初の設置目的は、周辺地域と道内の主要都市、最寄りの空港や他のリゾート基地との旅客輸送というのが目的でしたが、現在は北海道電力による送電線の巡視が主な利用内容であり、当初の設置目的であった旅客輸送はほぼございません。利用状況は、平成13年度の166回をピークに、平成28年度は27回、今年度は現時点で46回となっております。施設の維持管理費については、近い将来に必須となります周辺フェンスの更新、エプロンや管理棟改修等の大規模な施設更新が必要となります。今後も利用状況を踏まえると費用対効果が改善される見込みはなく、大きな財政負担となることは避けられず、施設の維持管理体制等を鑑みても公共ヘリポートでの存続は困難と判断したため、本条例を廃止するものでございます。

次に、廃止後につきましては、航空法第79条のただし書きによる場外離着陸場として運用いたします。場外離着陸場を利用する際は、運航者が土地所有者であるニセコ町の承諾後、新千歳空港事務所に申請をすることにより使用できるようになります。ただし、捜索、または救助のための利用は、航空法の規定により土地所有者の承諾のみで離着陸ができます。

今後の予定につきましては、8ページから9ページに記載してございますが、9ページをごらんください。中ほど、議決をいただきましたら所定の事務手続を進めまして、ヘリポートの供用廃止を6月30日、平成30年7月から場外離着陸場として運用となります。

次に、議案の29ページをごらんください。29ページの下段でございます。ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等についての状況を記載してございます。内容について公表、意見の受け付けを行い、意見については特にございませんでした。

議案第12号に関する説明は以上でございます。

○議長（高橋 守君） 説明を中止してください。

この際、午後3時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第22、議案第13号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予

算についてご説明をいたします。

先ほどの別冊の横長、専決処分した事件の承認という表書きがありますが、この別冊、横長の議案の27ページをお開きください。議案第13号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億996万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,123万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が28ページに、歳出を29ページに載せてございます。

続きまして、30ページから32ページの第2表、第3表を後で説明をいたしますので、飛ばしていただきまして、34ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入をのせてございます。35ページの歳出をごらんください。一番下の歳出合計、今回の補正額1億996万5,000円増額の財源内訳について、国、道支出金で377万2,000円の増、地方債では2,850万円の増、その他746万8,000円の増、一般財源では7,022万5,000円増額の構成でございます。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。47ページをお開きください。47ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目基金積立費において社会福祉事業基金積立金では20万円、ふるさとづくり基金積立金では12月補正予算以降10件1,810口、905万円の寄附をお受けしたことによるそれぞれの基金への積み立ての増額補正でございます。

6目企画費については、19節の補助金ではデマンドバスの運行補助についてオペレーターの退職、採用に伴う経費の増や運賃収入の減額見通しにより補助額に不足が生じる見込みとなったことから、協定に基づき運行事業補助111万7,000円を増額補正するものでございます。

8目自治創生費については、過疎債ソフト分の追加同意があったことにより、自治創生事業分の財源内訳について一般財源から地方債に330万円の充当変更となります。

20目庁舎等整備費の25節積立金については、平成32年度までの役場本庁舎防災センターの整備をさらに進めるに当たり、今後の財源負担に備えるため庁舎整備基金に積み立てを行うもので、5,000万円の計上でございます。

48ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節の負担金では、平成30年4月からの国保の都道府県化に伴う高額療養費に関するシステム改修が必要となったこと

から、北海道自治体情報システム協議会負担金36万2,000円の増額計上です。20節の扶助費では、腎臓機能障害者通院福祉手当は通院医療機関の変更に伴い21万3,000円の増額、介護給付等給付費で174万8,000円の増額計上、こちらは障害者の介護給付費について障害者福祉サービス利用者の増加に伴い、給付費が増額となる見通しとなったことから補正するものでございます。23節償還金利子及び割引料では、補助金等返還金108万7,000円、平成27年度の年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の臨時福祉給付金の補助金について額の確定に伴い超過分の返還金が生じたことから補正するものでございます。

2目の老人福祉費、13節委託料で高齢者私道除雪委託料38万7,000円では、今期の記録的な大雪に伴い除雪契約の増額変更を行う必要があることから、除雪経費の不足額を補正するものでございます。20節扶助費の老人福祉灯油扶助では、給付対象世帯の増加及び灯油単価の高騰による16万9,000円の増額計上です。

49ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では、合併処理浄化槽整備事業への追加の起債充当により、環境衛生事業分の財源内訳について一般財源から地方債へ110万円の充当変更となります。

2項清掃費、2目塵芥処理費、13節委託料では、羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理委託業務について1月末現在の排出量では昨年度実績と比較し、約7%の増加となっており、当初見込みより増加となっているため、不足が見込まれる分について216万9,000円増額補正するものでございます。

50ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬の農業委員報酬では、農地利用最適化交付金に伴う事業計画承認による活動実績分の内報があったことから所要額、これは計画日数掛ける報酬日額でございますが、それを補正するもので、59日の7,000円で41万3,000円の増額補正でございます。

3目農業振興費、過疎ソフト分の追加同意があったことによりまして、農業振興事業分の財源内訳について一般財源から地方債に60万円の充当変更となります。

6目の農地費、19節の交付金で中心経営体農地集積促進事業交付金では、国営緊急農地再編整備事業における農業経営高度化支援事業の対象面積が77.54ヘクタールと確定したことに伴う1,609万3,000円の減額の補正計上でございます。25節積立金の国営緊急農地再編整備事業基金積立金では、国営緊急農地再編整備事業における町有地からの客土材の採取量及び購入費の確定に伴う売払収入について国営基金に積み、将来の町負担に備えることとしていることから、収入額同額の176万円を積み立てるための補正となります。

10目農業経営基盤強化促進対策費、19節の補助金では、国の平成29年度補正予算により実施されます担い手確保・経営強化支援事業、これは融資主体型の補助事業になりますが、この補助金について予算内報があったことによる補正となります。本事業につきましては、町が間接補助事業者となるため、歳入歳出同額の補正でございます。なお、年度内にその支出が終わらない見込みであることから繰り越し事業、繰越明許費とするもので、内報額939万4,000円です。こちらについて詳しくは、お配りをしております大きく補足資料と書いた別冊の資料でございます。これの1ページを

ごらんいただきたいと思います。この1ページに繰越明許費についての説明と1ページの下段のほうにただいまご説明をいたしました担い手確保・経営強化支援事業対象者の一覧ということで記載をさせていただいておりますので、ご確認をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、同じく議案の50ページになりますが、11目の土づくり対策費では、過疎債ソフト分の追加同意があったことにより、財源内訳について一般財源から地方債に110万円の充当変更となります。

次に、51ページになります。7款商工費、1項1目商工業振興費では、過疎債ソフト分の追加同意があったことにより、商工業振興事業分の財源内訳について一般財源から地方債に80万円の充当変更となります。

続きまして、2目観光費、13節委託料では、ビュープラザ除雪委託料36万5,000円、こちらも大雪に伴い除雪契約の増額変更を行う必要があることから、除雪経費の不足分を補正するものでございます。19節の補助金では、綺羅乃湯特別対策事業補助190万円、こちらはニセコ駅前温泉綺羅乃湯に供給する中央泉源について不都合が生じており、供給湯量、温度ともに低下しているところでございますが、指定管理者による経営努力により利用者に支障を来すことなく、通常どおりの営業が確保されているところでございます。しかしながら、指定管理業務に想定されていない今回の不都合により光熱水費が増大していることから、その対応に対し補助を行うものでございます。

52ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、3目除雪対策費、11節需用費の光熱水費では、降雪時期が早かったことや降雪量が多いこと、また燃料調達費や再エネ発電賦課金の変動に伴いましてロードヒーティングの電気料が不足となるため、98万4,000円を増額補正するものでございます。13節の委託料の町道等除雪委託料では、4,727万8,000円を増額補正でございます。今期の記録的大雪に伴いまして除雪契約の増額変更を行う必要があることから、不足分を補正するものでございます。当初契約では、年間の降雪量850センチメートル、8メートル50センチを基準としておりますが、補正後の降雪量は1,300センチメートル、13メートルで積算してございます。こちらにつきましても別冊の補足資料の2ページをごらんください。平成11年から29年までの11月から3月までの降雪状況について記載してございます。この中では、過去の降雪量一番が平成17年でございましたが、現在13メートル、1,300センチで想定をし、積算をしてございます。参考までにごらんいただきたいというふうに思います。15節工事請負費では、ロードヒーティング改修工事は入札執行残により113万4,000円の減額補正、あわせて歳入で町債の減額を行っております。19節の補助金では、生活道路除雪費補助について新たに2件の申請があったため、不足分29万2,000円を増額補正です。

4目道路新設改良費、15節工事請負費では、町道近藤十線通改良舗装工事業費の確定による388万6,000円の減額補正で、あわせて歳入で町債の減額を行っております。

52ページの下段になります。7項住宅費、2目住宅建設費、53ページの15節工事請負費では、公営住宅個別改善工事131万8,000円の減額は、事業費確定に伴う減額補正でございます。あわせて歳入で補助金と起債を減額してございます。

54ページになります。9款消防費では、消防負担金共通経費の減額に伴う羊蹄山ろく消防組合負担金148万円を減額してございます。

55ページ、10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費では、過疎債ソフト分の追加同意があったことにより一般財源から地方債に150万円の充当変更となります。

2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費では、各小学校の光熱水費について児童数の増や使用教室の増、新電力導入後における電力料金再計算の影響などにより予算の不足が見込まれることから、70万7,000円の補正でございます。13節委託料では、小学校除雪委託料13万2,000円、こちらも今期の大雪に伴い除雪契約の増額変更を行う必要があることから、除雪経費の不足分を補正するものでございます。

3項中学校費、2目教育振興費、19節の補助金では、大会出場者の増や開催地の変更、全国大会出場によりニセコ中の部活動大会出場経費補助について予算に不足が生じる見込みとなったことから、大会出場実績、出場予定全体を再精査の上、29万6,000円増額補正するものでございます。

4項高等学校費の3目教育振興費では、過疎債ソフト分の追加同意があったことによりまして、高等学校教育振興費、学校教育振興経費分の財源内訳について一般財源から地方債に570万円の充当変更となります。

5項1目幼児センター費、56ページになりますが、11節需用費の消耗品では、幼児センターの卒園児よりお受けした寄附について寄附者の意向を踏まえまして、幼児センターの遊具購入に活用するため1万円を増額補正するものです。19節の負担金では、広域保育所市町村負担金14万9,000円では、ニセコ町在住の乳幼児が登園しております公共施設等に対して給付している負担金について国の公定価格が改定に伴い増額となったことから補正するものでございます。その下、施設型給付費負担金309万4,000円の増額では、施設型給付費負担金とは子ども・子育て支援新制度で町内の子どもが私立の幼稚園や認定こども園に通う施設に対して施設運営に必要となる費用を国が定めた公定価格の基準によって財政支援を負担していくものでございます。今回対象者5歳児が1名ふえたこと及び補助額算定のもととなる公定価格が改定となることに伴い、補正するものでございます。あわせて歳入で国費、道費を増額補正してございます。その下、地域型保育事業給付費負担金13万3,000円では、子ども・子育て新制度によりニセコ町在住の乳幼児が登園している私立施設に対して給付している施設型給付費などについて、こちらも算定のもととなる国の公定価格が平成29年4月にさかのぼって改定となったことにより増額となることから、予算の不足分を補正するものでございます。

中段の6項社会教育費、2目有島記念館費、11節需用費の光熱水費では、電気料金の単価の増及び展示期間の増によるアートギャラリー電気料の増加に伴う20万円の補正でございます。続きまして、13節委託料の有島記念館非常用道路除雪委託料9万8,000円では、こちらも大雪に伴う除雪契約の増額変更による不足分を補正するものでございます。

3目学習交流センター費では、過疎債ソフト分の追加同意があったことにより、一般財源から地方債に660万円の充当変更となります。

7項保健体育費の1目保健体育総務費でも同じく過疎債ソフト分の追加同意があったことによりまして、190万円が一般財源から地方債に充当変更となります。

3目の給食センター費、57ページになりますが、11節需用費の燃料費で16万9,000円、こちらもこ

の冬の冷え込みによりましてボイラー燃料のA重油使用量が増加する見込みとなったこと及び単価増によりまして予算に不足に生じる見込みとなったことから補正するものでございます。

58ページは、給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

30ページにお戻りいただきたいと思っております。30ページは、第2表、繰越明許費でございます。繰越明許の対象として事業を新たに追加するものでございます。6款農林水産業費、1項農業費の担い手確保・経営強化支援事業939万4,000円については、国の補正予算によりまして国費補助の内報に応じた事業でありまして、平成29年度中に支出が終わらない見込みであることから、今回補正予算で計上した経費について次年度に繰り越すものでございます。なお、繰越明許費については、農地費でもお話をさせていただきましたが、別冊補足資料の1ページに説明資料を掲載しておりますので、参考としていただきたいというふうに思います。

続きまして、歳入について説明をいたします。36ページをお開きください。歳入、36ページでございます。6款1項1目地方消費税交付金では、地方消費税交付金の確定による989万8,000円の増額補正でございます。なお、収入実績989万8,000円の内訳ですが、消費税の引き上げ分が554万6,000円、従前からの通常分が5,435万2,000円となります。

37ページは、10款地方交付税、1項1目1節地方交付税では、普通交付税の額の確定による282万4,000円の増額補正でございます。

38ページになります。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金、2節児童福祉費負担金では、近隣町村からの入園が当初より4名増加していることから、広域保育所入所市町村負担金378万9,000円を増額補正するものでございます。

39ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の障害者給付費負担金87万4,000円は、障害者福祉サービス利用者の増加に伴う給付費の増加に応じた負担金、国費2分の1、道費4分の1の国費の増額補正で、道費負担金については40ページの民生費道負担金で43万7,000円を計上してございます。

2目の教育費国庫負担金、1節幼児センター費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金127万8,000円の増額補正でございます。こちらも40ページの教育費道負担金で100万3,000円を計上してございます。

2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金については、新有島団地及び望羊団地の長寿命化改善工事の事業費の確定に伴い、交付金額65万8,000円を減額補正するものでございます。

40ページになります15款道支出金、1項道負担金については、国庫負担金のところで説明いたしましたので、省略させていただきます。

2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の農業委員会等活動促進事業交付金では29万6,000円の増額、強い農業づくり事業補助金939万4,000円は、歳出で説明いたしました担い手確保・経営強化支援事業分で歳出と同額の補正でございます。農業経営高度化促進事業補助金は、こちらも歳出でご説明をいたしました農業経営高度化支援事業の確定による885万2,000円の減額の補正でございます。

41ページは、16款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入、4節の土砂売払収入において166万円の増額補正でございます。こちらの収入については、歳出でも説明したとおり、国営緊急農地再編整備事業基金に積み立てることとしてございます。

42ページになります。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、1節指定寄附金では、指定寄附金3件分21万円、2節のふるさとづくり寄附金においては12月補正以降10件の寄附をお受けしたことによる合計905万円の増額補正でございます。こちらの収入についても基金へ積み立てますが、指定寄附金のうち1万円については、寄附者の意向を踏まえ幼児センターの遊具購入費用として歳出予算で補正しているところでございます。

43ページ、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、今期の記録的な大雪に伴い、当初見込んでおりました除雪経費に大きな不足が生じる見込みとなったことから、年度間の財源調整や災害対策を目的の一つとしております財政調整基金からの繰り入れにより、その不足分を臨時的に補うため4,826万円を補正するもので、町道や道の駅等除雪委託料で歳出補正同額を計上してございます。

44ページになります。19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、歳入歳出予算の収支均衡を図るため、前年度繰越金を2,226万8,000円増額補正するものでございます。

45ページ、20款諸収入、5項4目23節雑入の中心経営体農地集積促進事業農業事業者負担分の徴収金は、対象面積確定によります724万1,000円を減額補正するものでございます。

46ページになります。21款1項町債、2目衛生債、1節保健衛生債については、合併処理浄化槽整備事業で起債額110万円の増額補正でございます。公共用水域の汚濁防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下水道等処理区域外での合併処理浄化槽整備を推進するため実施しております補助事業について、町上乘せ分の補助金の財源として過疎債を充当できる運びとなったことから今回補正するものでございます。なお、当該部分については、国庫補助のほか特別交付税も対象外の町単費経費分でございます。

4目土木債、1節道路橋梁債については、2つの事業いずれも歳出で説明いたしました事業費の確定に伴う起債額合わせて510万円の減額補正でございます。3節住宅債についても、新有島団地改善工事業費の確定に伴います起債額30万円の減額補正となっております。

次に、7目過疎地域自立促進特別事業債では、いわゆる過疎債ソフト分において限度額超過分の2次申請として上限額5,070万円を要望していたところ、3,280万円の配当見込みとなったことから増額補正するものでございます。歳出で説明のとおり、追加配当3,280万円を既存事業の財源として充当してございます。

8目臨時財政対策債では、普通交付税の算定結果による臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、1,302万5,000円の減額補正でございます。

31ページにお戻りください。31ページ、第3表、地方債補正でございます。今ほど歳入でご説明をいたしました各起債の限度額の追加及び変更に関する補正を行うものでございます。追加では、合併処理浄化槽整備事業については、限度額110万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更といたしまして、町道ニセコ藻岩下線ロードヒーティング改修事業については、変更前の限度額1,970万円を1,850万円に変更、町道近藤十線通改良舗装事業については、変更前の限度額1,620万円を1,230万円に変更、32ページになりますが、公営住宅改善事業については変更前の限度額1,770万円を1,740万円に変更、過疎地域自立促進特別事業債については変更前の限度額5,070万円を8,350万円に変更、臨時財政対策債については変更前の限度額1億2,300万円を1億997万5,000円に変更いたします。変更する5事業の変更後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様でございます。

それから、59ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

議案第13号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第23、議案第14号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明をいたします。

議案の61ページをお開きください。議案第14号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,433万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,340万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出を62ページと63ページに載せてございます。

続きまして、64ページ、65ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を載せてございます。65ページの歳出をごらんください。今回の補正額2,433万円増額の財源内訳は、全て一般財源となっております。

歳出からご説明いたしますので、69ページをお開きください。69ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目広域連合負担金、19節負担金補助及び交付金については、後志広域連合2月補正予算により後志広域連合への分賦金に変更となったことに伴い補正するもので、本町分の医療費、これは療養給付費と高額療養費になりますが、その増及び国、道からの調整交付金の減額による分賦金を増額するもので、2,433万円の増額補正となります。

次に、歳入の66ページでございます。4款繰入金、2項1目1節基金繰入金では、後志広域連合分賦金の追加納付の決定による歳出増額補正に伴いまして、基金の取り崩し活用により国保会計の歳入歳出による収支均衡を図るため基金繰入金1,999万7,000円の増額補正でございます。

67ページ、5款1項1目繰越金において平成28年度の国保会計の決算実績による前年度繰越金113万6,000円の増額補正計上でございます。

68ページになります。6款諸収入、4項雑入、1目雑入において平成28年度後志広域連合国保事業分賦金について精算による還付金が発生いたしましたので、319万7,000円増額の補正計上でございます。

議案第14号に関する説明は以上でございます。

なお、本補正予算の各会計総括表及び歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の資料ナンバー2のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

それでは、日程第24、議案第15号 平成30年度ニセコ町一般会計予算についてご説明をいたします。

ニセコ町各会計予算、この厚い資料でございますが、これの1ページをお開きください。議案第15号 平成30年度ニセコ町一般会計予算。

平成30年度ニセコ町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの限度額は、8億円と定める。

平成30年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

それでは最初に、30年度予算の全体像でございますけれども、別の冊子で予算に関する参考資料というのがございます。平成30年度予算に関する参考資料でございます。こちらをごらんいただきたいというふうに思います。こちらの資料のまず1ページをごらんいただきたいと思います。1ページ、平成30年度の各会計の予算総額は53億9,850万でございます。前年度当初比3億8,940万円、率にして7.8%の増額です。なお、一般会計は48億円、前年当初比4億9,000万円、11.4%の増額でございます。一般会計においては、過去10年で最大規模の48億円の予算となっておりますが、新庁舎防災センター整備事業が実施設計段階に進むほか、ニセコ高校体育館の耐震改修事業、中央地区スマートエネルギー活用調査事業が予算規模の大きな事業となっております。また、土地開発基金の財産取得にかかわる歳入歳出での約1億円の予算計上も予算増額の要因となっております。さらに、近年の継続した取り組みとなります子育て、教育環境の充実、これは主にこども館受け入れ環境向上対策、不育症の治療費の扶助、助産師産後ケア事業創設などがございますが、これらを進めるほか、農業や観光の振興諸施策、道路、橋梁、公営住宅等の改修にも努めていくこととしてご

ざいます。

2ページをごらんいただきたいというふうに思います。一般会計の歳入の概況ですけれども、表の右側で各歳入項目の予算構成比では、大型公共事業の実施に伴いまして14の国庫支出金及び21の町債において割合が増加しているほか、18の繰入金においても財政調整分の増加のほか、運用制度分の計上により大きく増加してございます。一方、10の地方交付税では割合が減少してございます。各歳入項目の予算額ですけれども、1の町税は国内の景気動向や国、北海道の税収見込みをもとに近年の収入実績を考慮し、町民税で前年比3,250万円の増、固定資産税では家屋の増加と評価がえの影響も考慮の上、前年比1,190万円の増、町たばこ税と入湯税では減額を見込み、全体で前年度より3,922万7,000円増、対前年比5.4%の増となっております。2の地方譲与税から9の地方特例交付金、11の交通安全対策特別交付金については、前年度実績等をもとに算定してございます。10の地方交付税のうち普通交付税は、町税が増税となる分の減額や交付税による財源措置のあります過疎対策事業債、臨時財政対策債の償還額増加による増額などを見込みまして、前年当初比5,200万円の減額で計上しております。特別交付税については、集落支援員の増員や防災対策経費の増加などにより算定基準額が上がることから、前年度当初比より800万円増額を計上してございます。総額としては2.3%、4,400万円の減となります。12の分担金及び負担金は、こども館の受け入れ児童数の増や幼児センターにおいて他町村から受け入れております広域保育所入所者数の増などによりまして13.1%、428万2,000円の増、14の国庫支出金は公共事業の増加や介護サービス利用者増などに伴いまして58.8%、1億3,380万3,000円の大幅な増、15の道支出金は平成31年春の知事、道議選挙にかかわる委託金や保育料軽減措置に対する道補助金の計上によりまして3.3%、742万9,000円の増となっております。17の寄附金では、ふるさとづくり寄附制度の新たな運用により1,000万円の寄附金を当初から見込んで計上しております。18の繰入金は、予算編成において可能な限りの歳入確保と投資的事業の優先順位づけなどにより歳出の見直しを図った上、ふるさとづくり寄附制度や土地開発基金の所有財産の整理、庁舎建設にかかわる繰り入れなど運用ルール分の増1億4,850万9,000円を含め78.9%、1億7,450万9,000円の増となっております。20の諸収入は、介護事業にかかわる後志広域連合受託事業収入や児童生徒数増による給食費収入が増額となりますが、総額としては0.3%、59万5,000円の減額となっております。21の町債は、全国瞬時警報システム整備事業、水資源保全推進事業、低公害公用車整備事業、道の駅機能向上改修事業、防火水槽解体事業などを新たに実施し、役場庁舎防災センター整備事業やニセコ高等学校施設機能向上改修事業、道路、橋梁、公営住宅の整備などの継続事業を進めます。今年度も投資的事業の優先順位づけを行い、事業バランスの調整を行っていますが、新庁舎整備やニセコ高校体育館改修など大型事業の実施によりまして37.2%、1億5,670万円の増という状況になってございます。

続きまして、13ページをお開きください。13ページは、一般会計の歳出のほうでございまして、歳出の性質別の状況を掲載しております。特徴といたしましては、人件費において職員数の増や集落支援員、外国語指導助手の増員、委員報酬の改定などから前年当初比3.7%、3,112万3,000円の増額となっております。扶助費については、介護福祉サービス利用者の増や不育症治療助成制度の創設、助産師産後ケア事業の開始などによりまして3.1%、782万1,000円の増、また公債費、借金の償

還額ですけれども、近年の地方債借入額の計画的な調整による地方債残高の減少や借り入れ利率の低下によりまして4.7%、3,368万円の減となっております。これら義務的経費と呼ばれるもの全体では0.3%、526万4,000円の増ということになってございます。次に、物件費について、需用費では電気料や燃料単価の増のほか、児童生徒数の増加によります給食賄い材料費の増などによりまして4.1%、703万7,000円の増、委託料では中央地区スマートエネルギー活用調査事業や環境モデル都市アクションプランの策定、ローカルスマート交通推進事業、不燃、粗大ごみ処理の外部委託処理により27.1%、9,208万円の増となっております。その他につきましては、ふるさとづくり寄附制度の新たな運用に伴います諸経費や土地開発基金の財産取得にかかわる経費の計上によりまして69.1%、1億1,523万7,000円の大幅増となっております。次に、維持補修費については、除雪経費のほか屋根や壁材などの予防的修繕も含めた各施設の修繕費用について継続的に予算を重点的に配当し、0.2%、47万円の増、補助費等についてはコミュニティFM局の運営支援の拡充や福祉関係団体職員の処遇改善によります補助金の増、羊蹄山ろく消防組合の負担金の増などによりまして3.8%、2,849万6,000円の増でございます。

○議長（高橋 守君） 説明を中止してください。

◎会議時間の延長

○議長（高橋 守君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎日程第16 議案第7号から日程第29 議案第20号（続行）

○議長（高橋 守君） 説明を続けてください。

○副町長（林 知己君） これらの要素によりまして経常経費全体では7.0%、2億5,647万2,000円の増となっております。

続きまして、普通建設費は、補助事業が大型事業となりますニセコ高校体育館耐震改修工事の実施により170.7%、2億6,762万9,000円の大幅な増、単独事業では新庁舎防災センター整備事業が実施設計段階となり、増額となる一方、ニセコ斎場改修事業の完了などによりまして25.6%、6,293万円の減で、合計では50.9%、2億469万9,000円の増となっております。

災害復旧費については、昨年度に発生いたしました瑞穂の沢川決壊の復旧事業の実施により増額、積立金ではふるさとづくり基金へ1,000万円の新規の計上、こちらはふるさとづくり寄附制度の新たな運用による寄附金1,000万円の歳入計上に伴い、同額の基金積み立て予算の計上でございます。また、庁舎建設基金へも1,000万円の新規計上、こちらは国営緊急農地再編整備事業にかかわる町有地からの立木売却収入を新庁舎防災センター整備での地域木材利用の経費に当てるための積み立て予算と同様に、ふるさとづくり寄附制度で自然エネルギー及び省エネルギー施設整備事業を用途として指定をいただいた寄附金を新庁舎防災センターで自然エネルギーの導入や省エネルギー化を積極的に図っていくための費用として活用するための積み立て予算となります。

次に、37ページをごらんいただきたいというふうに思います。37ページは、基金の状況でございます。平成30年の取り崩し額見込みでは、財源調整のため財政調整基金1億2,800万円、公共施設整

備基金1億円、地域福祉基金1,700万円余りのほか、運用や制度によるルール分としてふるさとづくり基金3,744万2,000円、庁舎建設基金770万円、土地開発分で1億942万2,000円の相殺分を除きました1億556万7,000円も加えまして、30年度予算一般会計で合計3億9,600万円余りの基金の取り崩しを計上してございます。これによりまして基金残高としては、11億9,355万5,000円余りとなることを予定しておりますけれども、これは当初予算上のお話でございまして、予算の効率的な執行や財源の確保に努力をいたしまして、基金の取り崩しを最小限に努めていくよう執行したいと考えてございます。

なお、29年度当初予算において2億1,900万円余りの基金取り崩しを予定しておりましたけれども、決算見込みでは公共施設整備基金や社会福祉基金、ふるさとづくり基金において一部の基金を繰り入れ、財源充当することとし、一方で国営農地再編整備基金や庁舎整備基金、ふるさとづくり基金などへの積み立てによりまして基金総額としては増加を見込んでいたところでございます。しかし、この冬の大雪に伴う除雪経費の増加が当初見込みより大幅に増額となったことから、その分財政調整基金の繰入額がふえる見込みとなつてございます。実際の基金繰り入れにつきましては、今後の積雪、決算状況に応じながら調整を行い、最大限減額を図っていきたく思います。

それでは、平成30年度予算の詳細についてご説明をいたしますけれども、新年度の当初予算ということですので、全部説明するのは時間的にも限りがありますので、新しい事業でありますとか大きな変更があったものを中心に説明してまいりたいと思います。なお、全体的に言えることとございますが、各施設の光熱水費の増減ですとか時間外勤務手当の増減、公用車の車検整備の増減等の経常的な経費については説明を省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、こちらの白い冊子の予算書に戻っていただきたいというふうに思います。まず、2ページになります。2ページは、第1表、歳入歳出予算の歳入でございまして、4ページまで続いております。5ページ、6ページが歳出でございます。

7ページから10ページの第2表と第3表を飛ばしていただきまして、12ページが歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。13ページの歳出の合計をごらんいただきたいというふうに思います。13ページ、歳出合計の一般財源でございますけれども、予算合計額に対する割合は28年度は71.6%、29年度は70.7%の30億4,700万円余りでありましたけれども、30年度は30億8,132万1,000円で64.2%となつてございます。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明をいたします。56ページをお開きください。56ページ、1款議会費については、前年度と比べて18万7,000円増の合計4,819万9,000円の計上となっております。8節報償費では、町の財政に関する勉強会の講師謝礼として22万3,000円の計上、9節の旅費中、57ページの特別旅費の13万2,000円の増については、14節、自動車借り上げ料とも関連いたしますが、新庁舎建設に向けた議場の視察研修を予定していることによるものでございます。13節の委託料では、会議録作成業務委託料20万4,000円の増、14節、委託料では自動車借り上げ料30万2,000円の増は、先ほど説明をいたしました新庁舎建設に向けた視察研修及び後志管内の議員研修開催地が29年度は地元ニセコ町でしたが、30年度は岩内町のためバス借り上げ分の増となつてございます。

59ページにお進みください。2款総務費ですが、総額については前年度と比べて2億4,231万1,000円増の13億7,776万9,000円の計上となっております。1項総務管理費、1目一般管理費ですが、一般管理費総額では前年度と比べて848万5,000円増の合計7,339万2,000円でございます。まず、この中から情報処理管理事務経費についてご説明いたします。60ページの13節の委託料で図面等デジタル化業務委託料は、前年度比204万5,000円増の253万8,000円を計上し、昨年度から実施しております図面のデジタル化でございますが、道路等の設計原図が書庫のスペースを長期にわたり占有している状況と経年により劣化が懸念されることから、複数年にわたり実施するもので、本年度2年目の事業でございます。61ページ、上から3段目、新たに文書目録管理システム改修業務委託料では48万2,000円を計上しております。14節では、情報ネットワーク機器借り上げ料13万1,000円の計上です。62ページの上から2段目、19節の北海道自治体情報システム協議会負担金ですが、人事給与システムの新規の導入、システムの技術サポートに当たる技術支援費の増加、システム改修の増加に伴う増によりまして、前年度比569万2,000円増額の3,239万6,000円を計上しております。上から5段目、地方公共団体情報システム機構負担金として新たに4万5,000円を計上、社会保障・税番号制度中間サーバー事務委任交付金では、前年度より7万円増の137万2,000円を計上しております。このほか23節償還金及び割引料では、平成26年度に購入いたしました業務用ソフト、平成27年度と8年度に購入しましたコンピューター機器備品等にかかわる備荒資金譲渡償還金354万円を計上しております。

62ページの2目自治振興費で394万3,000円の計上、大きな変動はございません。

63ページ、3目交通安全費では、前年度と比べて30万2,000円増の合計566万2,000円の計上でございます。64ページの15節、上から3段目になります。15節工事請負費では、LED街路灯設置工事で設置2基分と維持補修工事合わせて63万1,000円を計上しております。19節の一番下、街路灯設置事業補助では、町内会所有のLED街路灯設置補助で3基分、24万3,000円の計上です。

4目の基金積立費では2,066万2,000円の計上です。65ページの上から6段目、庁舎建設基金積立金では1,001万1,000円、ふるさとづくり基金積立金では1,000万3,000円、国営緊急農地再編整備事業基金への積み立て及び庁舎整備基金への追加積み立てについては、平成29年と同様決算状況を踏まえつつ、必要額を補正予算により提案させていただく予定としてございます。

65ページの5目の文書広報費で、前年度と比べて272万円減の合計3,543万9,000円でございます。66ページの13節の委託料ですが、委託料の上から2段目、ホームページのリニューアルに伴いまして保守管理業務委託料、前年比80万7,000円増の129万6,000円を計上しております。2018年3月に新たに公開いたしますホームページについて、システム管理費としてセキュリティー機能のアップデートや障害対応、自動翻訳サービスとしての4カ国語での翻訳、サーバー利用料などを含んだサポート費用を計上しております。次に、コミュニティFM放送に係る経費です。平成24年度から放送を開始したコミュニティFM放送局の施設は、引き続き公の施設として町が管理を行います。そのため、67ページの一番上、13節では施設管理業務委託料267万3,000円、66ページの光熱水費などに75万9,000円を予算計上いたします。放送事業についても、引き続き株式会社ニセコリゾート観光協会が運営いたしますラジオニセコ事業部において行います。放送事業については、昨年より補

助金による支援から町から放送を依頼する情報を切り分けて委託業務とすることで、委託経費の一部が地方交付税に算入できることとなりました。このため補助金と委託業務を切り分け、66ページの下から2段目、コミュニティFM公共情報番組制作放送業務委託料として1,296万円を計上しております。67ページの19節の下から2段目、コミュニティFM放送事業運営費補助は、先ほど説明をした委託料との切り分けで、前年度比250万2,000円増の1,086万9,000円を計上しております。増額の理由といたしまして、社員の住宅手当の改善、新たな社員の雇用に際し扶養手当を要する場合の予算措置及び新たな社員の研修費用の外部委託が増額となります。ラジオニセコにかかわる総額は、前年度と比べ275万6,000円増の2,920万2,000円としております。19節の一番下、北海道日本ハムファイターズ連携事業補助、前年と同額の150万円では、北海道日本ハムファイターズとのこれまでのさまざまな連携事業を踏まえて、今後もさらにレベルアップした連携を日本ハムファイターズニセコ後援会が主体となり、町も協力する中で進めていくことから、日本ハムファイターズニセコ後援会への補助金の計上でございます。事業内容といたしましては、これまで成果を上げてきました千葉県鎌ヶ谷球場でのニセコ町デーの開催にかかわる経費として100万円、日本ハムファイターズ関係者による講演会の開催経費として30万円、その他お互いの交流と連携を図るためのイベント開催経費として20万円を計上してございます。

67ページの下段、6目の企画費において地域の国際化に対応し、町民との国際的相互理解や友好親善を深め、海外への情報発信を積極的に進めるため、日本語学能力の高い海外青年を国際交流員として、現在中国、アイルランド、ドイツ、アメリカより4名を招致してございます。30年度においては、1名の交代がございすが、国際交流員の配置は引き続き4名を予定しております。国際交流員の受け入れにかかわる費用として、国際交流員の報酬や旅費等にかかわる経費合計として1,615万9,000円を計上するものです。なお、国際交流員にかかわる財源は、交付税で措置をされます。次に、68ページになりますが、8節報償費のふるさとづくり寄附でございます。本日のふるさとづくり寄附条例の一部改正を提案する際にも説明させていただきましたが、寄附の受け入れの選択肢を拡大するために、8節報償費では新たにふるさとづくり寄附金について返礼として500万円、11節需用費では寄附者に対し交付する（仮称）ふるさと住民カードの印刷費として48万円を新規計上しております。12節役務費の手数料として141万7,000円中、137万7,000円を返礼品等のポータルサイト管理等一括代行手数料として計上しております。また、寄附金のクレジットカード収納手数料15万7,000円も計上してございます。9節旅費の普通旅費では、前年度比13万7,000円増の131万3,000円、特別旅費では町長が後志総合開発期成会の文教厚生部会長となりまして、事務局随行を要するため前年度比12万4,000円増の32万7,000円の計上となっております。68ページ一番下、13節委託料では、町内全域に光ファイバー網が整備され、超高速インターネット通信サービスの利用が可能となっておりますが、適正に管理運営ができるように13節から69ページの15節には保守委託料、共架料、光ケーブルを移設する工事費を合わせて、対前年度比同額の334万4,000円を計上してございます。また、同じく13節では、69ページ一番上、ニセコ町応援企業交流連携支援業務委託料50万円、ニセコ町へ所有地を寄附いただいた企業との関係性を深め、双方が連携し、新たな取り組みの検討を最終年として進めます。70ページになります。下から2段目、バス路線維持費補助は、前年

度比11万6,000円増の321万3,000円を計上しております。昨年は補正計上いたしましたまちづくりサポート補助事業について20万円も計上してございます。71ページの一番上、綺羅街道植栽事業補助について前年度比14万2,000円増の57万円、上から4段目の国際交流推進協議会補助は前年度比29万5,000円増の39万5,000円、その下、平成24年度10月から運行を開始しましたデマンド交通でありますにこっとBUS運営経費ですが、人手不足のためオペレーターの退職を補う採用者を正社員としたことによる人件費の上昇等によりまして、177万円増の2,288万円を計上しております。また、上から3段目、にこっとBUSを含む二次交通の適正な運行を図るため、ニセコ町地域公共交通活性化協議会を開催するための運営費補助として20万円を引き続き計上しております。

7目の地域振興費では、地域おこし協力隊と集落支援員の予算を計上しております。前年度から120万6,000円減の6,842万5,000円となり、財源は特別交付税で措置をされます。地域おこし協力隊につきましては、平成30年度は13名分の予算を計上しております。内訳は、3年目の隊員が5名、2年目が1名、1年目、新人が7名の予定です。配属先は、綺羅乃湯、観光協会、ビュープラザ直売会、農政課、保健福祉課、企画環境課、建設課、町民学習課に配属する予定でございます。主な経費の内訳は、報酬が2,384万円、協力隊活動旅費が95万2,000円、隊員全員による共同活動費203万7,000円、任期満了を迎える隊員の任期終了後の定住を促進するため1人100万円以内の起業化サポート補助金を5人分の500万円、これらを含めて全体で地域おこし協力隊4,963万7,000円を計上してございます。集落支援員事業は、平成30年度は8名の集落支援員が農政課、企画環境課、町民学習課で活動を予定しております。活動予算を計上しております。ただし、うち1名の報酬については、ニセコ町資源保全推進会連合会より支払われております。主な経費内訳は、報酬が1,344万円、活動旅費11万2,000円、作業用消耗品等需用費が同じく11万2,000円、活動費補助として支援員の車借り上げ及び通信費として月額1万7,000円、住居費月額7万5,000円、また7万円以内で、合計で1,878万8,000円を計上しております。

72ページの8目自治創生費は、全体で前年比1,704万5,000円増の2,552万7,000円の計上です。8節の報償費の講師謝礼22万3,000円は、自治創生に係る有識者をお招きし、町民講座等で講演をいただきます。その他謝礼150万1,000円中、101万1,000円については、自治創生協議会委員の謝礼3万1,000円、自治創生に関する国のコンシェルジュ招聘費に8万7,000円を計上しております。また、平成28年度に地方創生推進交付金の採択を受け、3カ年計画で実施しておりますローカルスマート交通構築事業については、平成30年度で3年目の実施となります。これまでの調査を踏まえ、平成30年度はボランティアライドシェアに取り組み、デマンドバスとともに公共交通の最適化を進めます。予算は、8節報償費、ボランティアライドシェア運転手講習会参加謝礼として12名分49万円、ボランティアライドシェア用車両表示物など消耗品が13万円、通信運搬費としてボランティアライドシェア運行管理用端末通信料が運行管理者2名及びボランティア12名で計48万4,000円の計上です。73ページの12節役務費の一番上、手数料としてボランティア募集チラシ2万円、13節委託料としてボランティアライドシェアのアプリ開発、冬期モデル事業実施委託業務、これは町内のスキーバスの運行になりますが、それとアンケート調査に1,210万2,000円を計上しております。ローカルスマート交通構築事業につきましては、補正予算のときにも確認していただきました別冊の補足資

料7ページをごらんいただきたいというふうに思います。この7ページにこれまでの取り組みと30年度事業の詳細について記載しておりますので、あわせて後ほどごらんいただきたいというふうに思いますので、ご確認ください。次に、73ページの同じく13節委託料になります。中央倉庫群運営委託料は、前年比36万円増の588万8,000円、引き続き中央倉庫群の適正な管理運営を指定管理としてNPO法人ニセコ倉庫邑に委託をいたします。また、新たに地域公共交通最適化検討業務委託料で1,210万2,000円を計上、内訳はボランティアライドシェア運転手の運転講習、運行管理のためのシステム開発、効果検証のためのアンケートの費用の委託として753万9,000円、ことしも実施しております市街地からスキー場への試験的バス運行の委託費用として456万3,000円を計上しております。15節工事請負費の中央倉庫群改修工事214万5,000円では、倉庫群周辺に駐車スペースが少ないことから、ニセコバス肥料新倉庫と1号倉庫の間に砂利で駐車場敷地を造成するための費用を計上しております。工事の箇所につきましては、別冊の補足資料の4ページに記載しておりますので、ご確認を願いたいというふうに思います。なお、今後の説明の中で主要な工事等の箇所図につきましては、この補足資料の3ページ、4ページに箇所図として載せておりますので、ご確認をいただきたいというふうに思います。18節の備品購入費では、一般備品118万7,000円を計上です。中央倉庫群を運用する中で効率的な活用のため収納スペースを設ける必要があることから、収納棚等の設置に13万8,000円、ボランティアライドシェア運行管理用タブレットの端末の購入費用として104万9,000円となります。

73ページの下段になります。9目の財政管理費では、前年度から50万円減の154万円の計上です。昨年度ニセコ町管内図、市街図を更新したことによる印刷製本費の減となっております。

74ページになります。10目の会計管理費では70万3,000円で、変動はございません。

11目庁舎管理費では、第2庁舎として使用しております旧公民館について新庁舎建設に伴う建設地として本年秋をめどに取り壊すために第2庁舎にかかわる維持費等を減額し、1,287万7,000円を計上しております。

76ページまでお進みください。12目の財産管理費で、新規計上は77ページの13節委託料で記録映画等整理業務委託料5万4,000円、15節工事請負費で新規で案内看板等設置工事9万8,000円の計上です。17節の公有財産購入費で、土地開発基金所有財産取得費1億942万3,000円の計上により、前年度と比べて大きく増加して1億1,754万2,000円でございます。位置図につきましては、別冊の補足資料の5ページをごらんください。この5ページに土地開発基金所有財産取得の位置図を記載しております。少し小さくてわかりづらいですが、後ほど確認をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、77ページの下段のほうになります。13目の職員厚生研修費で1,198万3,000円の計上です。前年度と比べて200万1,000円の増となっておりますが、本年度の職員研修として前年度実施いたしました地域リーダー塾派遣研修にかえて、自治大学校研修の予算を計上しております。

78ページは、14目自動車維持費で344万7,000円の計上。

15目町民センター費では、前年度から712万7,000円減の1,821万7,000円の計上です。昨年度行いました駐車場整備工事や街灯設置工事の減額によるものでございます。

80ページにお進みください。16目……

(何事か声あり)

訂正させていただきます。先ほど77ページの9節旅費の特別旅費で、本年度の職員研修として前年度実施しました地域リーダー塾研修にかえて自治大学校研修と説明いたしましたが、済みません。これ逆でございまして、本年度地域リーダー塾派遣研修の予算を計上してございます。訂正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

80ページにお進みください。16目地域コミュニティセンター費では、前年度から104万円減の165万2,000円の計上でございます。各地区センターの修繕や3地区での冷蔵庫更新分の減額によるものでございます。

17目職員給与費ですが、前年度と比べて1,390万3,000円増の合計7億9,527万7,000円でございます。給与条例に基づきます特別職、一般職員、準職員等の給与及び関連経費となっております。給与においては、職員の退職、採用等に伴う増減、民間から派遣を受けている職員の負担金を計上しております。なお、新年度における職員採用の内定状況ですが、退職などによる補充が4人となっております。

82ページになります。18目の防災対策費では、前年度と比べて574万8,000円増の合計1,277万9,000円でございます。83ページ、11節、消耗品では、新規採用に貸与いたします防災対策用作業服の上下やその他防災対策用資機材としてポータブルトイレ、毛布、おむつなど132万9,000円の計上でございます。13節委託料では、国の災害対策基本計画の大改定や北海道地域防災計画の改定に伴い、新たに地域防災計画改定業務委託料270万円を計上しております。また、一番下のJアラート更新業務委託料として、現在使用しておりますJアラートが平成31年度から使用できなくなるため、平成30年度中に整備する必要があることから280万8,000円を計上しております。84ページになります。一番上の地域防災力強化セミナー開催業務委託料として、専門家を招き、防災の基調講演や防災ゲームにより防災を楽しく学んでもらうため30万円を計上しております。14節では、風向や風速、雨量、気温、湿度など気象情報配信サービス使用料として、前年度より19万4,000円増の80万4,000円の計上です。15節工事請負費では、北海道から貸与を受けた原子力防災対策用広報車両1台分の車庫設置工事費として150万9,000円を計上しております。いずれも北海道から交付される原子力防災対策費補助金を活用いたします。

19目の地籍調査費は、前年度とほぼ同額の98万4,000円を計上。

84ページ、下段の20目庁舎等整備費は、前年度と比べて6,881万7,000円増の合計7,931万7,000円でございます。85ページ、13節委託料では、第2庁舎執務室移転業務委託料103万1,000円を計上です。また、昨年実施した基本設計に基づきまして、本年度は役場庁舎防災センター整備実施設計業務委託料5,745万6,000円を計上、15節の工事請負費では町有住宅解体工事185万8,000円、通信線等移転撤去工事61万8,000円、第2庁舎解体工事1,514万2,000円、第2庁舎移転に伴う執務室等改修設置工事172万8,000円の合計1,934万6,000円を計上しております。22節補償補填及び賠償金では、役場新庁舎建設における町有住宅解体工事に伴い、住宅移転補償11万9,000円を計上しております。なお、役場庁舎防災センター整備事業の詳細につきましては、別冊の補足資料で5ページに載せて

ございます。これまでもご説明させていただいておりますけれども、再度5ページのほうに記載してございますので、ご確認をお願いしたいというふうに思います。

85ページの下段になります。21目の諸費は、814万8,000円の計上です。前年度対比68万5,000円の増額で、86ページの13節の委託料で、これは若手職員からの提案をもとに名刺や封筒、ファクス用紙やプレゼンテーション様式などについて町PRの推進や利便性向上のために共通デザイン化を図るため、ビジネスツール共通デザイン制作業務委託料49万7,000円を計上してございます。

86ページの中ほど、2項徴税費全体では、前年度比51万8,000円増の1,001万5,000円の計上でございます。

1目税務総務費は、前年度とほぼ変わらない154万4,000円を計上いたしました。

87ページ、2目賦課徴収費は、前年度比59万8,000円増の847万1,000円を計上しております。下から3段目、13節委託料の町税納付書等印刷及び封入業務委託料は、新たに144万円の計上です。一番下の19節では、北海道自治体情報システム協議会負担金として法人町民税システムメンテナンス費用負担の減、軽自動車車両番号へのローマ字導入にかかわるシステム改修費負担増のため、前年度比17万6,000円減の69万9,000円を計上しております。88ページの23節では、過誤納等還付金、前年度より50万円増の150万円を計上です。

88ページの中段、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、前年度比27万1,000円増の656万9,000円の計上でございます。89ページ、19節の一番上、北海道自治体情報システム協議会負担金として、宛名情報、閲覧制限対応によります住基システム改修のため、前年度比62万5,000円増の130万2,000円を計上です。

2目の中長期在留者居住地届出等事務では、外国人中長期在留者の住民登録異動状況に合わせた経費として交付される委託金35万円のうち、事務経費として3万円を計上してございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費では477万4,000円の計上、2目知事道議会議員選挙費で427万4,000円の計上ですが、平成31年4月執行予定の選挙経費でございます。

91ページになります。5項統計調査費、1目指定統計費ですが、前年度と比べて9万5,000円増の26万4,000円を計上してございます。平成30年度は、主に工業統計、住宅・土地統計調査を行います。

92ページ、6項1目監査委員費について、監査委員の役割や財政健全化等の重要課題について学ぶため、町村監査委員全国大会旅費として2名計上してございます。前年度と比べて6万4,000円増の合計113万円の計上でございます。

93ページ、3款民生費……

○議長（高橋 守君） 説明を中止してください。

◎延会の議決

○議長（高橋 守君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会の宣告

- 議長（高橋 守君） 本日はこれにて延会します。
なお、明日3月9日の議事日程は当日配付します。
本日はどうもご苦労さまでした。

延会 午後 4時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 齊 藤 うめ子 (自 署)

署 名 議 員 竹 内 正 貴 (自 署)